

食料・農業・農村政策の展開方向

(価格形成／女性参画／食品ロス削減・食品表示／食育・学校給食)

令和6年6月28日

参議院議員

しん どう かね ひ こ
進 藤 金日子

資料の構成

食料・農業・農村基本法の改正

1. 基本法改正の全体像
2. 基本法改正の概要

（テーマ１） 合理的な価格形成について（豆腐、納豆）

（テーマ２） 女性参画の促進について

（テーマ３） 食品ロス削減と食品表示について

（テーマ４） 食育と学校給食について

本資料は、農林水産省等の公表資料等に基づいて参議院議員・進藤金日子事務所で作成した「討議用資料」です。

食料・農業・農村基本法の改正

1. 基本法改正の全体像

食料・農業・農村基本法(改正前)

基本理念

食料の安定供給の確保

- ①食料消費に関する施策の充実
- ②食品産業の健全な発展
- ③農産物の輸出入に関する措置
- ④不測時における食料安全保障
- ⑤国際協力の推進

多面的機能の発揮

- 中山間地域等の振興

食料・農業・農村基本法(改正後)

基本理念

食料安全保障の確保

- ①食料消費に関する施策の充実
- ②食料の円滑な入手の確保
- ③食品産業の健全な発展
- ④農産物等の輸入に関する措置
- ⑤農産物の輸出の促進
- ⑥食料の持続的な供給に要する費用の考慮
- ⑦不測時における措置
- ⑧国際協力の推進

多面的機能の発揮

- 中山間地域等の振興
- 農地の保全に資する共同活動の促進

環境と調和のとれた食料システムの確立

- 環境への負荷の低減の促進

農業の持続的な発展

- ①望ましい農業構造の確立
- ②専ら農業を営む者等による農業経営の展開
- ③農地の確保及び有効利用
- ④農業生産の基盤の整備
- ⑤人材の育成及び確保
- ⑥女性の参画の促進
- ⑦高齢農業者の活動の促進
- ⑧農業生産組織の活動の促進
- ⑨技術の開発及び普及
- ⑩農産物の価格の形成と経営の安定
- ⑪農業災害による損失の補てん
- ⑫自然循環機能の維持増進
- ⑬農業資材の生産及び流通の合理化



農業の持続的な発展

- ①望ましい農業構造の確立
- ②専ら農業を営む者等による農業経営の展開
- ③農地の確保及び有効利用
- ④農業生産の基盤の整備及び保全
- ⑤先端的な技術等を活用した生産性の向上
- ⑥農産物の付加価値の向上等
- ⑦環境への負荷の低減の促進
- ⑧人材の育成及び確保
- ⑨女性の参画の促進
- ⑩高齢農業者の活動の促進
- ⑪農業生産組織の活動の促進
- ⑫農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進
- ⑬技術の開発及び普及
- ⑭農産物の価格の形成と経営の安定
- ⑮農業災害による損失の補てん
- ⑯伝染性疾病等の発生予防等
- ⑰農業資材の生産及び流通の確保と経営の安定

農村の振興

- ①農村の総合的な振興
- ②中山間地域等の振興
- ③都市と農村の交流等



農村の振興

- ①農村の総合的な振興
- ②農地の保全に資する共同活動の促進
- ③地域の資源を活用した事業活動の促進
- ④障害者等の農業に関する活動の環境整備
- ⑤中山間地域等の振興
- ⑥鳥獣害の対策
- ⑦都市と農村の交流等

2. 基本法改正の概要

食料安全保障の確保

1) 基本理念について、

①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を

「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態」とする。
(第2条第1項関係)

②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持を図られなければならない旨を規定。 (第2条第4項関係)

③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。 (第2条第5項関係)

2) 基本的施策として、

①食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等） (第19条及び第21条関係)

②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等） (第22条関係)

③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。 (第23条及び第39条関係)

環境と調和のとれた食料システムの確立

1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。 (第3条関係)

2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。 (第20条及び第32条関係)

農業の持続的な発展

- 1) **基本理念**において、**生産性の向上・付加価値の向上**により**農業の持続的な発展**が図られなければならない旨を追記。
(第5条関係)
- 2) **基本的施策**として、効率的かつ安定的な農業経営以外の**多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全**、先端的な技術（スマート技術）等を活用した**生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）**、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業体）の活動促進、**家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和**等を規定。
(第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

農村の振興

- 1) **基本理念**において、**地域社会が維持**されるよう**農村の振興**が図られなければならない旨を追記。
(第6条関係)
- 2) **基本的施策**として、**農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進**、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、**鳥獣害対策**等を規定。
(第43条から第49条まで関係)

(参考)

改正食料・農業・農業基本法(抄)

(食料安全保障の確保)

第2条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、**食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手に入る状態をいう。以下同じ。）**の確保が図られなければならない。

- 5 **食料の合理的な価格の形成**については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の**食料システム（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）**の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。

(消費者の役割)

第14条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深めるとともに、食料の消費に際し、環境への負荷の低減に資する物その他の食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによって、食料の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

(食料の持続的な供給に要する費用の考慮)

第23条 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進及びこれらの合理的な費用の明確化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の価格の形成と経営の安定)

第39条 国は、農産物の価格の形成について、第23条に規定する施策を講ずるほか、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、需給事情及び品質評価が適切に反映されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

(女性の参画の促進)

第34条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることに鑑み、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

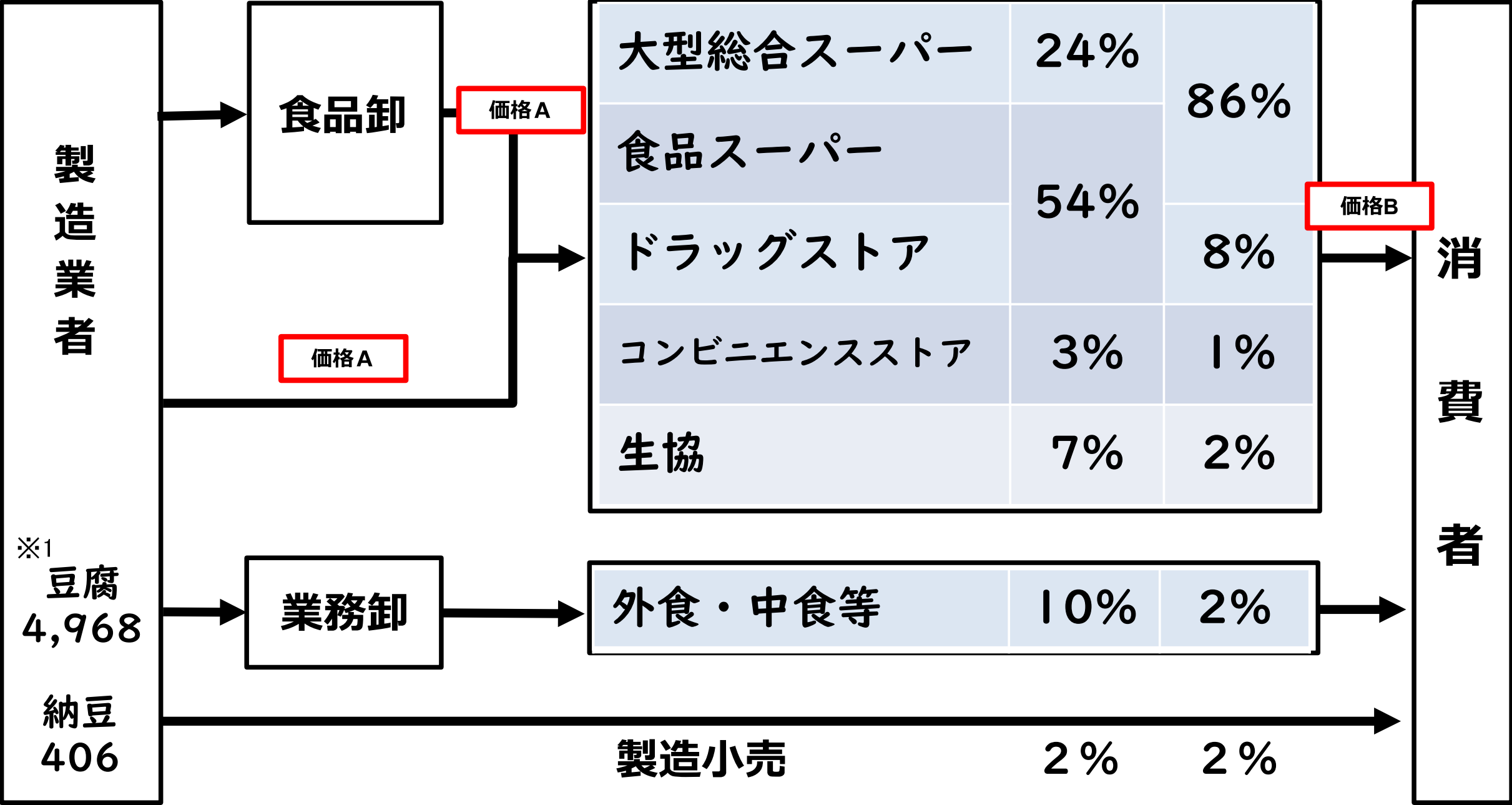
(テーマ1) 合理的な価格形成について (豆腐、納豆)

* 「適正な価格形成に関する協議会／豆腐・納豆WG（農林水産省）での議論

- 流通は、製造→卸売→小売が基本であり、流通経路はシンプル。
- 製造業者は多いが、大手製造業者による事業継承の動きもみられる。

※2

豆腐・納豆の流通経路

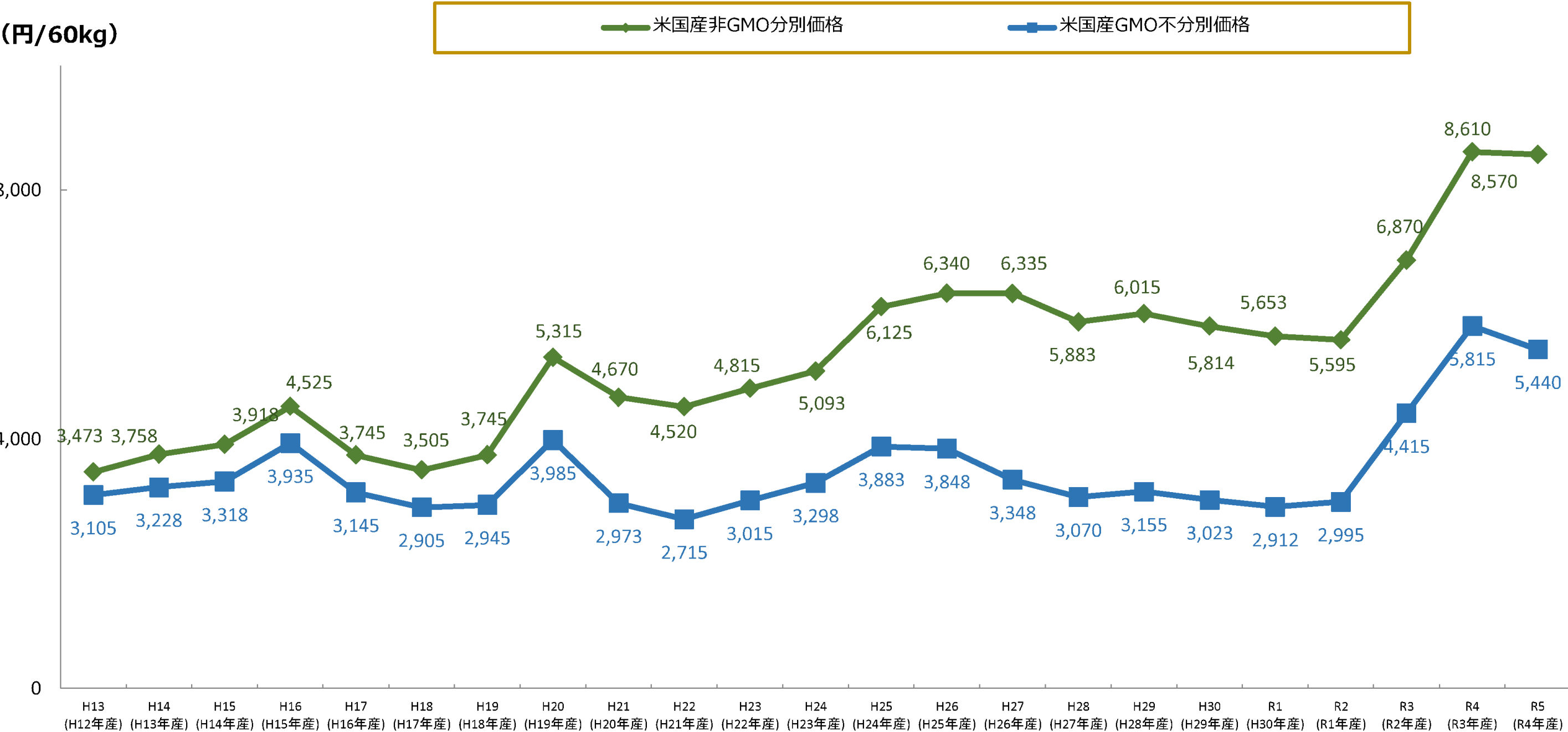


※1 製造業者数は、厚生労働省の許可施設数(2021年度)
※2 業態別販売割合は、日本豆腐協会調べ(2022年度)及び「納豆に関する一般消費者調査」2023年6月全国納豆協同組合連合会調べ

○ 原料である大豆の価格動向

○ 豆腐・納豆の主要原材料である大豆の海外産価格は、令和2年から令和5年にかけて1.5倍程度、上昇。

【大豆の海外産価格の推移】



注. 米国産非GMO分別及びGMO分別は、日経商品主要相場で暦年(R4は7月時点まで) による平均価格(税抜)。

○ 豆腐事業者を取り巻く状況について ①

- 令和3年から令和4年にかけて、豆腐の製造・販売に係るコストは総じて増加傾向。
- 他方、豆腐の販売価格は令和4年（2022年）以降、おおむね横ばい。
- 長期的に見ても、購入単価は低下を続けている。

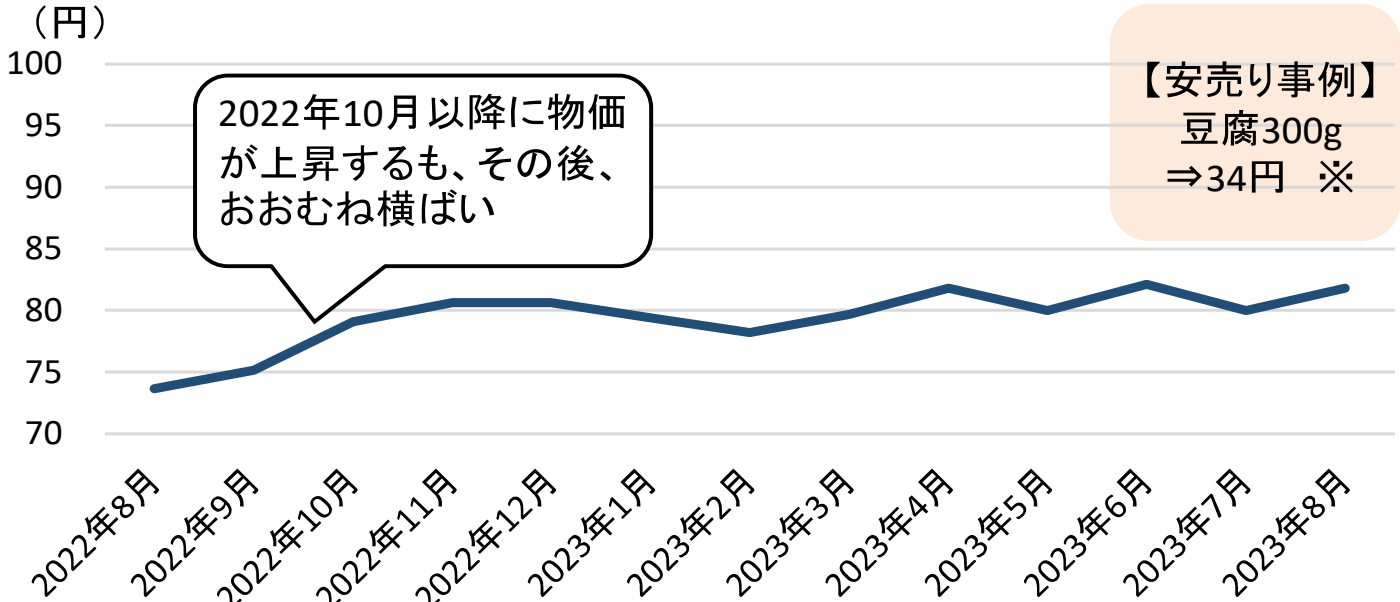
【豆腐の製造・販売に係るコストの変動
（令和3年から令和4年）】

	費 目	変動率
原材 料費	原材料費計	+29%
	大 豆	+35%
	凝固剤	+4%
	消泡剤	+1%
製造経費		+8%
販管費		+3%
費用合計		+11%

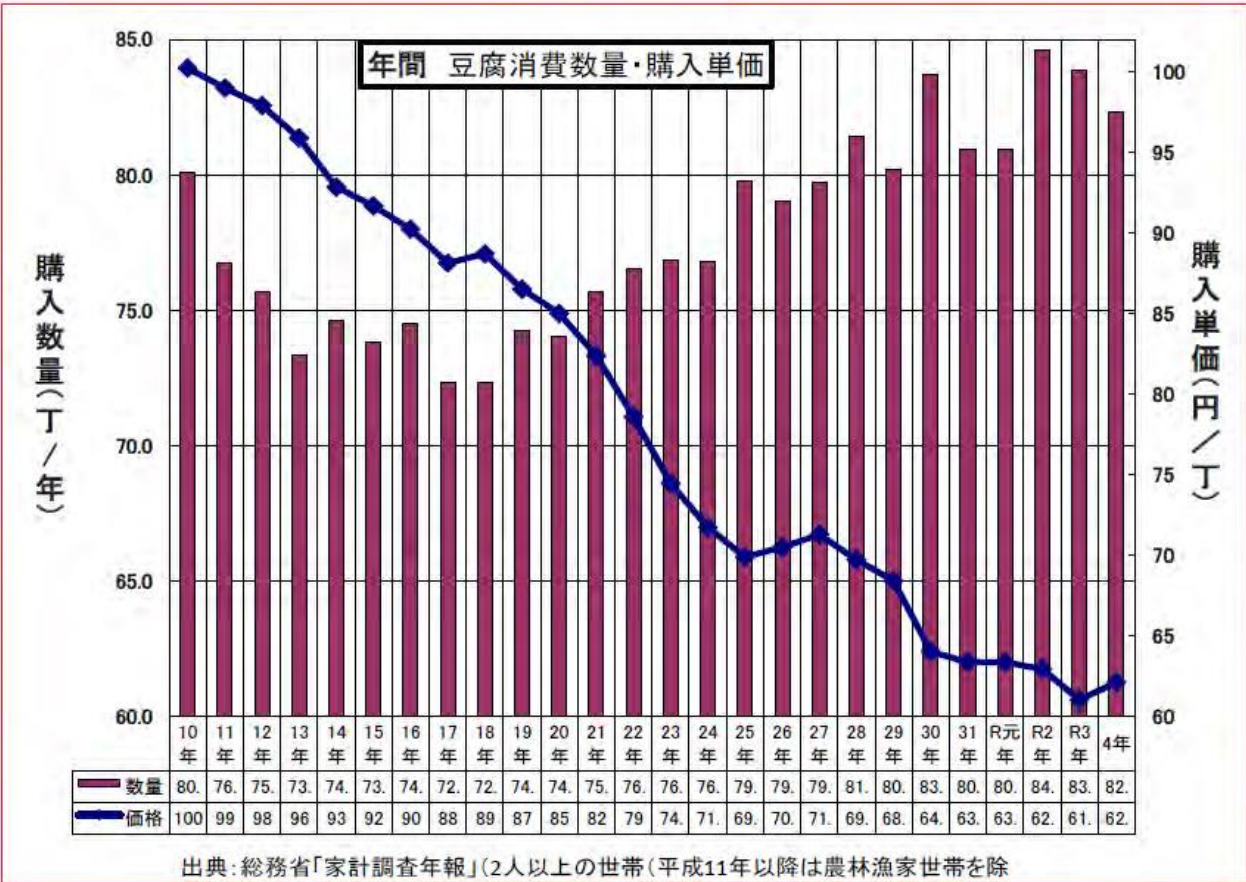
※ 1 変動率は、輸入大豆を使用した絹ごし豆腐（並）1丁について、各社・各商品の費用を平均したものの令和3年8月から令和4年8月における変動を示したもの。
※ 2 原材料費・製造経費・販管費の費用合計の回答のあった5社・5商品の平均。

注：農水省「令和4年度原材料等の価格上昇に伴う取引価格への転嫁等状況及び適正取引推進ガイドラインの活用状況調査委託事業報告書」抜粋

【豆腐（300g）当たりの価格】



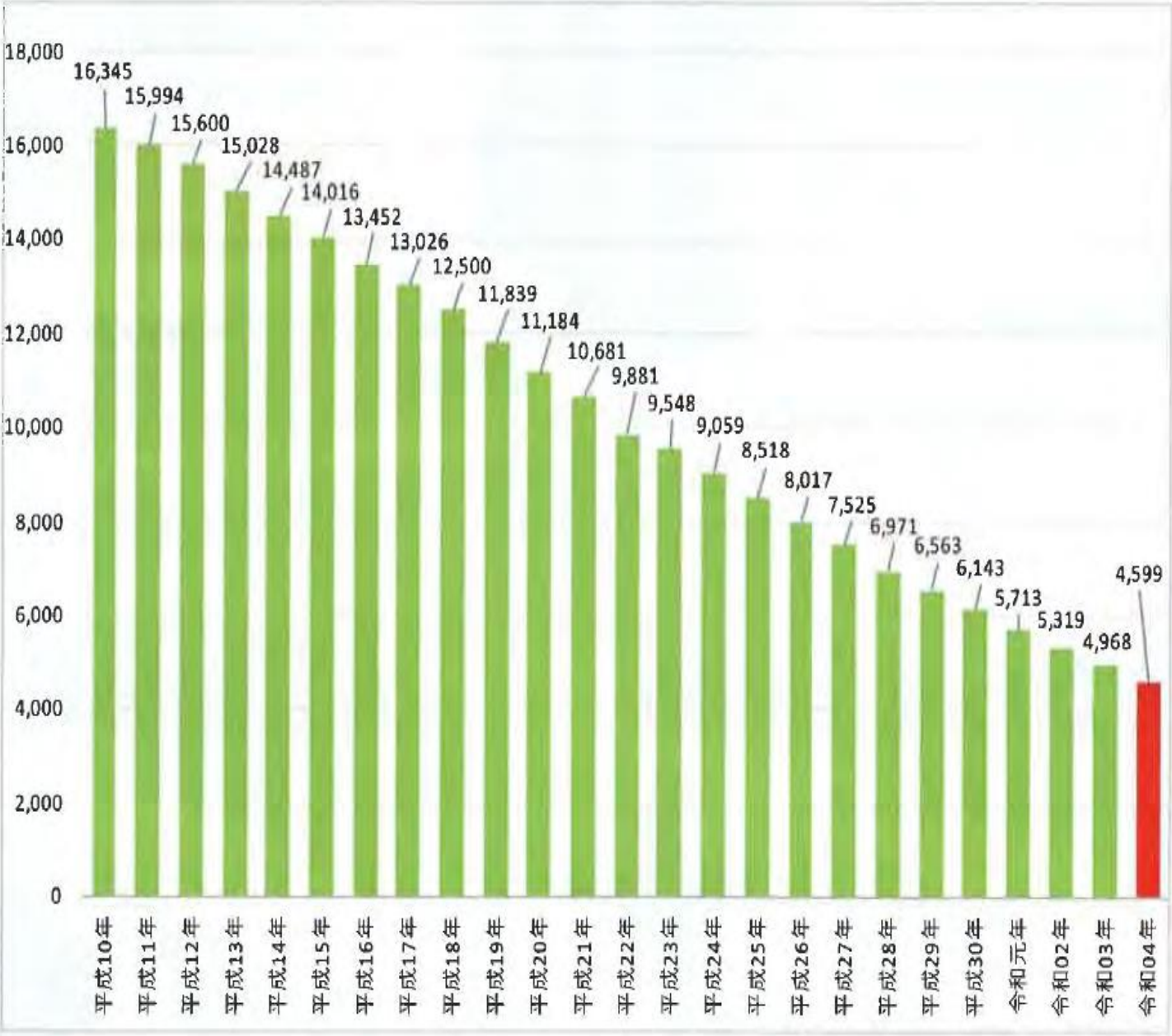
注：総務省「小売物価統計調査（動向編）の東京都区郡」にある1kg当たりの価格を300g当たりの価格に換算



○ 豆腐事業者を取り巻く状況について ②

- 豆腐製造事業所数は、長期的に減少傾向にあり、令和3年には5000施設数を下回る。
- 事業者からは、価格の低迷等を踏まえ、経営が苦境にあるとの声が上がっている。

【豆腐の製造事業所数の推移】



注：厚生労働省「令和4年度衛生行政報告例」「許可を要する食品関係営業施設数」豆腐製造業より、フードジャーナル社作成

【豆腐製造業者の声】

- 他の食品に比べて、小売価格が低いこと、小売業者のG Pが高いことが、豆腐・納豆製造業者の経営を圧迫する要因。
- 一部のドラッグストアやディスカウントストアで行われている、私共から見れば不当廉売（※）と思えるような28円、38円とかの廉価販売をやめていただくことが、豆腐・納豆の価値の底上げにつながる。
- （一部のドラッグストア等における廉価販売について、）一般的な豆腐一丁のコストに比べて、店頭でそれよりも安い価格で売っているという点が異常さを表していると言えると思う。
- 平成5年比で輸入大豆の国際価格は3倍、国産価格は2倍になっているが、豆腐の価格は、下がり続けている。製造事業者はコストカットの努力を重ねてきたが、とうに限界を越しており、利幅が縮小し、多くが採算ギリギリ、赤字体質の状態に置かれている。
- 事業者が減っていくなかで事業者の生産量も増えていった。しかし、生産能力があり安く提供できる体制を持つメーカーでは、価格を武器にシェアを取りに行き、全体の取引価格を引き下げているようなことも起こっている。
- 消費者の中に、「豆腐は安いものだ」という意識が根付いたことは、我々の業界自身にも問題があるが、このままでは一部の大手メーカーのみが残り、中小・零細事業者はなくなってしまう。
- 中堅のメーカーが価格改定をお願いしに行ったところ、取引先から断られ、当該取引先の依存度が高かったこともあり、あえなく倒産したという事例がある。

注：第1回・第2回のWG議事要旨や関係者へのヒアリングを基に農水省作成

（※）不当廉売・・・独占禁止法においては、「正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの（第2条第9項第3号）」及び「不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること（不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項）」を、不公正な取引方法として禁止している。

○ 納豆事業者を取り巻く状況について ①

- 平成30年から令和5年までに納豆の製造コストは2割程度上昇（1商品当たりの単価は14%しか上昇せず、十分な価格転嫁とは言い難い状況。）。
- 納豆の販売価格は、令和4年（2022年）3月に上昇するも、その後、下落。

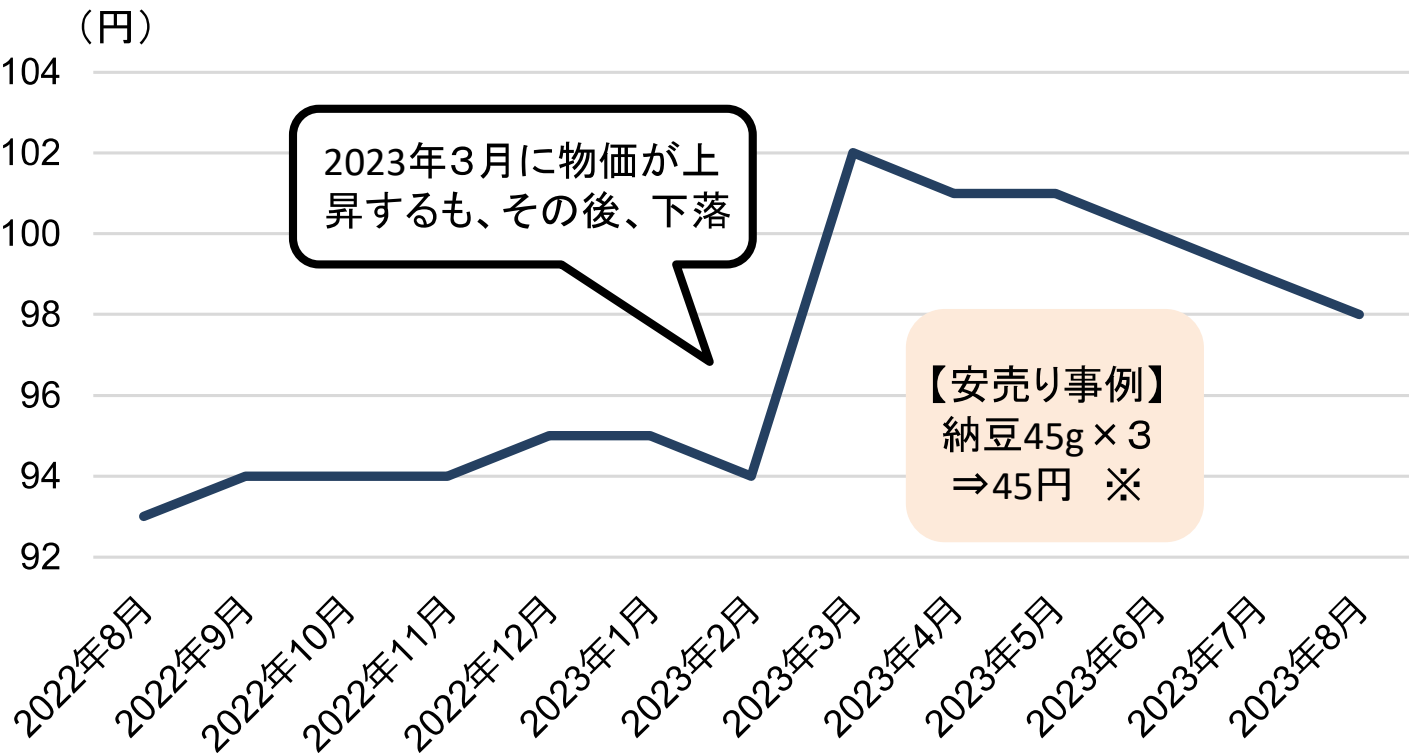
【納豆の製造・販売に係るコストと価格の変動の事例
（平成30年から令和5年）】

費 目	変動率
原材料費	+26%
製造経費	+22%
販管費	+13%
費用合計	+22%



1 商品当たりの単価は
14%しか上がらず

【納豆（1パック45g×3等）当たりの価格】



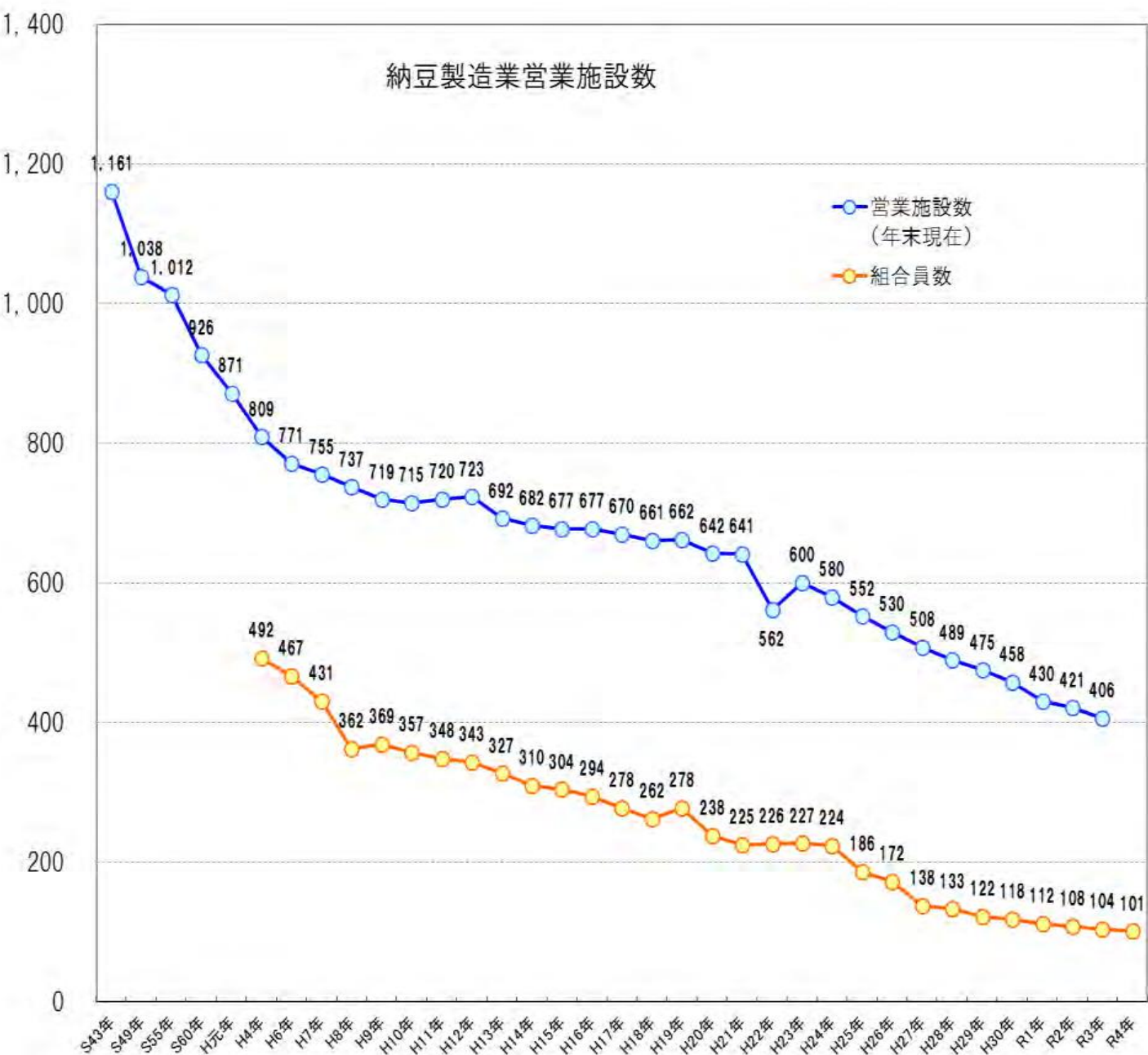
資料：総務省「小売物価統計調査（動向編）の東京都区郡」を基に作成
※農林水産省調べ

注：関係者によるヒアリングを基に農水省作成

○ 納豆事業者を取り巻く状況について ②

- 納豆製造営業施設数は、過去30年にわたり減少傾向にあり、令和3年には406製造所。
- 事業者からは、価格の低迷等を踏まえ、経営が苦境にあるとの声が上がっている。

【納豆製造営業施設数の推移】



【納豆製造業者の声】

- 価格を上げてほしいと言っても、流通側の戦略なり考えに合わせて値段を決められている。
- 1度値段を決めたら、何かなければずっと同じ値段というのが基本。
- ディスカウントストア、さらにドラッグストアが豆腐・納豆を販売しているところ、客寄せのための価格設定を行っており、この価格にスーパーの価格も引っ張られていると理解。
- 2023年の原材料価格は、2019年比で概ね1.5倍となっているところ、価格転嫁しても、店頭価格の上昇率は6.75%に留まっている。
- （納豆の売場構成比のほとんどが特売であるという見解について、）健全な状態ではない。これはもう続かないと皆さん感じているだろう。
- 豆腐・納豆業界には、まだまだ中小が多数いて、適正な利益を上げているところは少ないと思われ、再投資できていないメーカーの方が多い。そのため、将来の継続性の観点では疑問符がつく。
- 大手メーカーと量販店双方に「納豆は99円以下で売りたい」という思惑がある。中小メーカーの経営は圧迫されている。

注：第1回・第2回のWG議事要旨や関係者へのヒアリングを基に農水省作成

○ 卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食品等の取引の適正化に向けたガイドライン

① 不当な返品、納品価格の不当な引き下げ

小売業者から仲卸業者等への不当な返品

✖【問題となりえる事例】

- ・一部の品質が悪いとの理由で全部返品された。
- ・バーコードを貼って陳列してから返品された。
- ・納品して1週間後に品質が悪いと返品された。

生鮮品を1週間も経過して返品なんて・・・。



事前に条件を決めて合意していると安心！

○【望ましい取引事例】

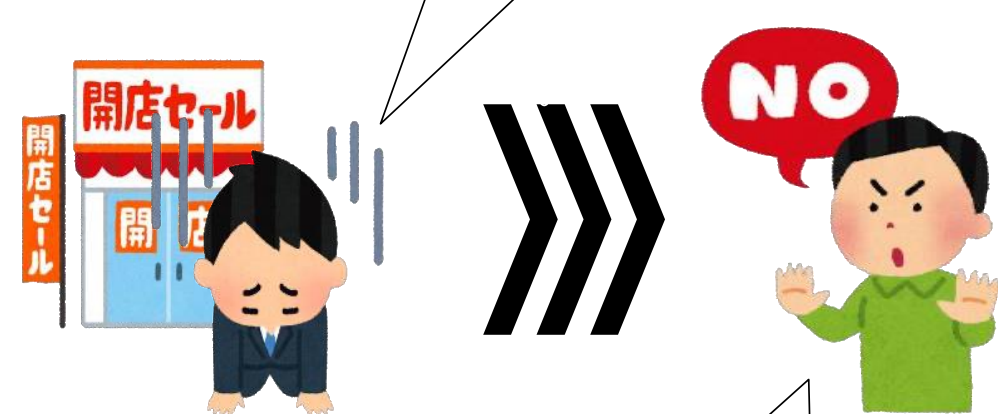
- ・傷んだ1粒だけ除去して販売してもらった。
- ・返品前に必ず写真を送信してもらうことで改善した。
- ・店舗担当者でなく、本社バイヤーに相談して改善してもらった。
- ・申出期限など返品条件を書面で事前に交わした。

客寄せのための納品価格の不当な引き下げ

✖【問題となりえる事例】

- ・セール時に一律で半額に値引きを要請された。
- ・別の取引先の価格を引き合いに値下げを一方的に要求された。

絶対赤字・・・でも取引を続けるには仕方ない・・・。



赤字なのでその価格では取引できません！

○【望ましい取引事例】

- ・納価割れ販売の実態を説明し、納得を得た。
- ・安売りばかりする小売業者との取引を見直した。

② 取引価格の一方的な決定、説明のない協賛金の負担要請

物流費、エネルギーコスト等上昇時の 取引価格の一方的な決定

❌【問題となりえる事例】

- ・労務費、物流費等の高騰で資料を基に値上げ要請をしたが、販売価格を一方的に据え置かれた。
- ・季節商品の値上げ要請をしたが、すぐ取り合ってもらえず、時期が終わってしまった。



データに基づいた協議で合意につながりました！

○【望ましい取引事例】

- ・価格上昇を数字に基づいて説明し、取引価格の上昇につながった。
- ・物流費等の上昇を継続的に交渉し、価格改定につながった。

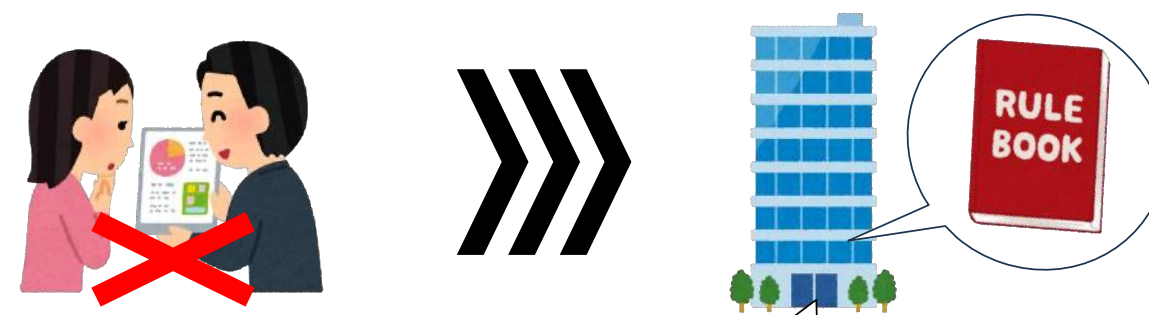
※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）」により、発注者である小売業者には、定期的に労務費の転嫁について協議する場を設け、協議することが求められている。

また、公正取引委員会では、「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ & A及び「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」で、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることを明確化している。

説明のない協賛金(リベート)の負担の要請

❌【問題となりえる事例】

- ・協賛金、物流費など使途不明で算定根拠を全く説明されない。
- ・新事業のため会費を支払うよう要求され、断ると取引を打ち切られた。



社内ルールや書面合意を応じられない根拠に！

○【望ましい取引事例】

- ・十分に協議し、算定根拠とともに協賛金を決定し、書面合意する。
- ・一方的な要請には応じないよう社内ルールを決めている。

③ 一方的なセンターフィー等の負担要請、システム使用料等の過度な徴収

一方的な物流センター使用料（センターフィー）等の負担の要請	受発注に関するシステム使用料等の過度な徴収
❌【問題となりえる事例】 ・明確な説明がないままセンターフィーの設定料率を上げられた。	❌【問題となりえる事例】 ・小売業者から取引を開始する条件として、仲卸業者等の利益となることが示されることなく、オンラインシステムの開発費用や月次の使用料の負担を求められる。
原価＋労務費＋利益＋センターフィー等 ＝販売価格 センターフィー分まで販売価格に組み込むことで損失なし！	説明を受けて双方合意した内容だけ対応します！
○【望ましい取引実例】 ・採算が合わない場合はセンターフィーの改定を申し入れている。 ・センターフィーは販売価格に組み込む形で交渉する。センターフィーの値上げによる実質値下げには応じない。 ・直接店舗配送の効率性をデータで説明し、センター経由と使い分けしている。	○【望ましい取引実例】 ・システム使用料に関し、取引開始段階で双方合意した内容のみ対応している。 ・システム使用料と取引高を比較検討し、不利益になる場合には取引自体を断った。

④ 物の購入強制、従業員派遣等の過度な要請

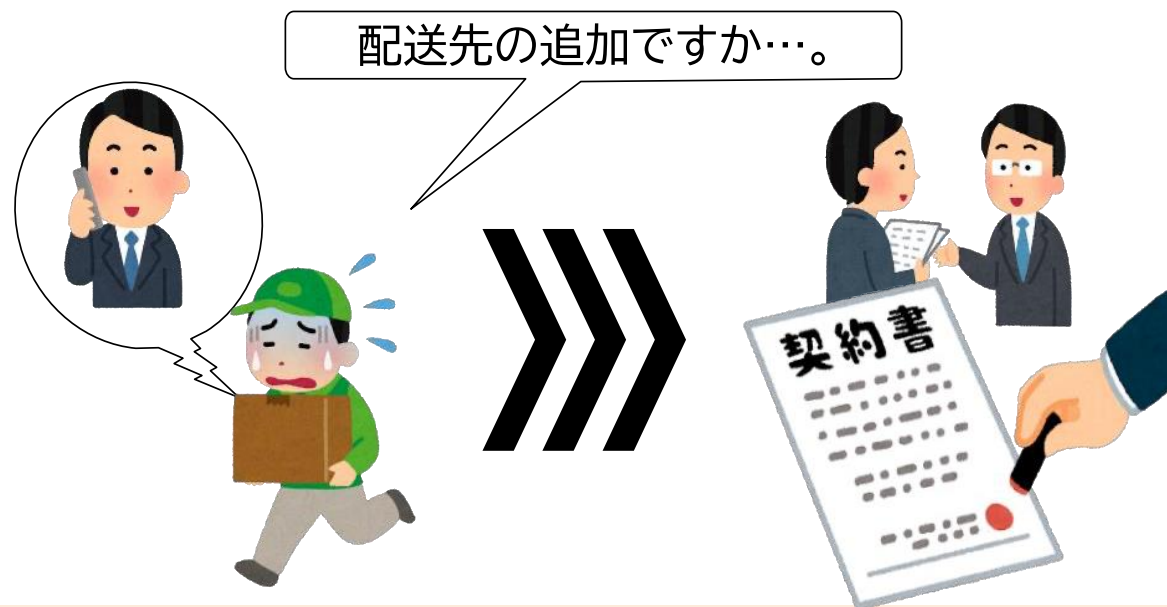
物の購入強制	従業員の派遣や役務の提供の過度な要請
✖【問題となりえる事例】 ・恵方巻などシーズンイベントごとに商品購入の催促があり、達成できない場合、取引商品を外すなど報復があるように匂わせてくる。	✖【問題となりえる事例】 ・小売業者の新規開店の際、従業員の派遣や人件費の負担を要請された。 ・新規開店の際、バックヤードで寿司を作るよう要請された。
今後の取引を断られそうで購入してしまった…。 	従業員派遣に人件費負担なんてあんまりだ…。 
○【望ましい取引事例】 ・小売業者が一方的な斡旋をなくし、仲卸業者等側から希望があった場合に限り購入を案内している。	○【望ましい取引事例】 ・小売業者は仲卸業者等に対し取引商品の販売業務に係る応援要請をした際、当該応援要請を受けられるかについて、日当や宿泊費、交通費、弁当など派遣に必要な費用を支払うとしたうえで、曜日の選択などを十分に協議した上で決定した。

⑤ 十分に説明のない取引条件の変更等

十分に説明のない取引条件の変更等

❌【問題となりえる事例】

- ・新店舗へ急遽サービスで配送するよう依頼された。
- ・色むらを突然指摘され、商品価格を引き下げられた。
- ・いつもと産地が異なるだけで返品になった。



○【望ましい取引実例】

- ・商品の条件や配送のパターンを明確にし、合意内容を書面で交わした。

本ガイドラインの概要

- 小売業者と仲卸業者等との間に交渉力の差がある中で、仲卸業者等から「小売業者との間における生鮮食料品等の取引において適正化を図るべき事例が存在しているのではないか」との意見が出されたことを踏まえて、農林水産省として食品等流通調査を実施。
- 調査の結果、不当な返品など独占禁止法等の観点から問題となり得る事例が明らかになったことから、食品等流通に基づく措置として本ガイドラインを策定。

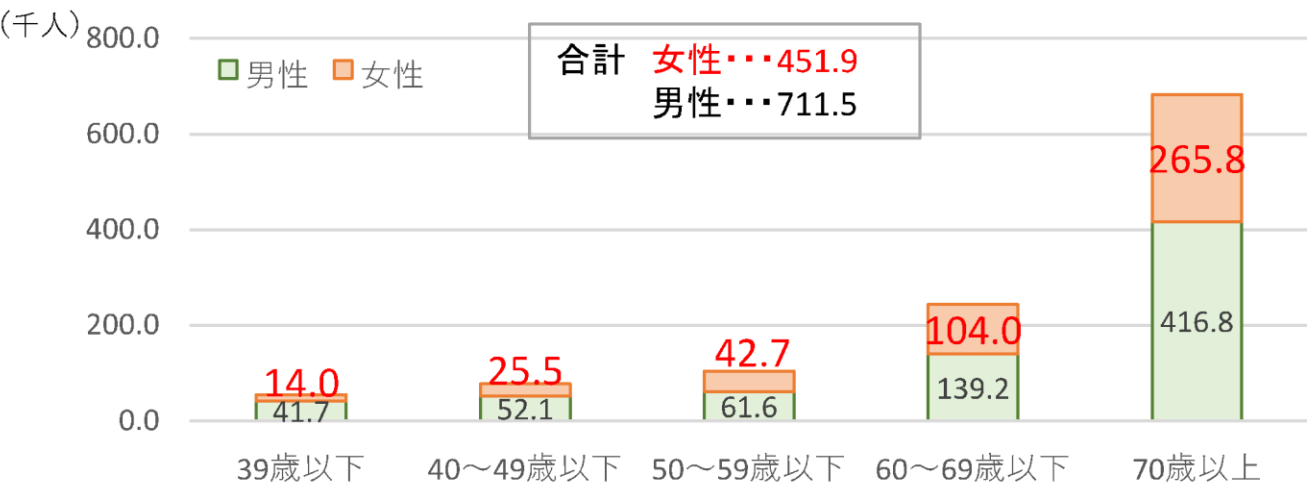
(テーマ2) 女性参画の促進について

女性農業者の状況

- 女性は基幹的農業従事者の約4割を占める重要な担い手。
- 今後の農業の発展、地域経済の活性化のためには、生産・販売の現場で大きな役割を果たしている女性農業者が力を発揮していけるようにすることが必要。

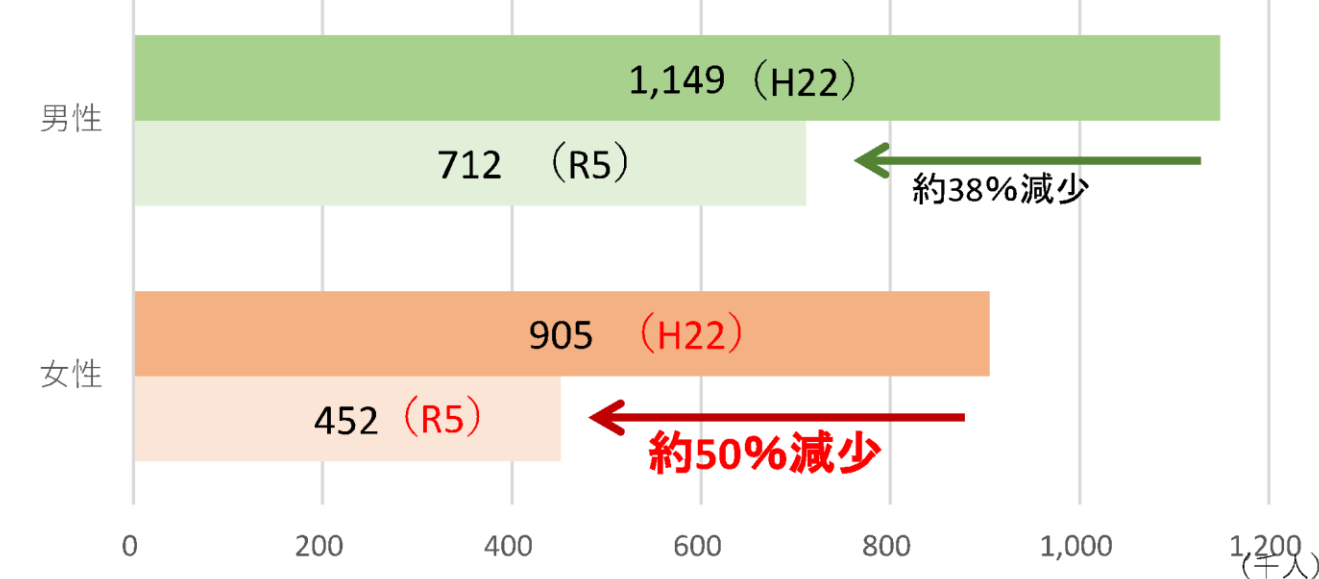
基幹的農業従事者数に占める女性割合(令和5年)

	合計	39歳以下	40～49歳以下	50～59歳以下	60～69歳以下	70歳以上
女性割合	38.8%	25.1%	32.9%	40.9%	42.8%	38.9%



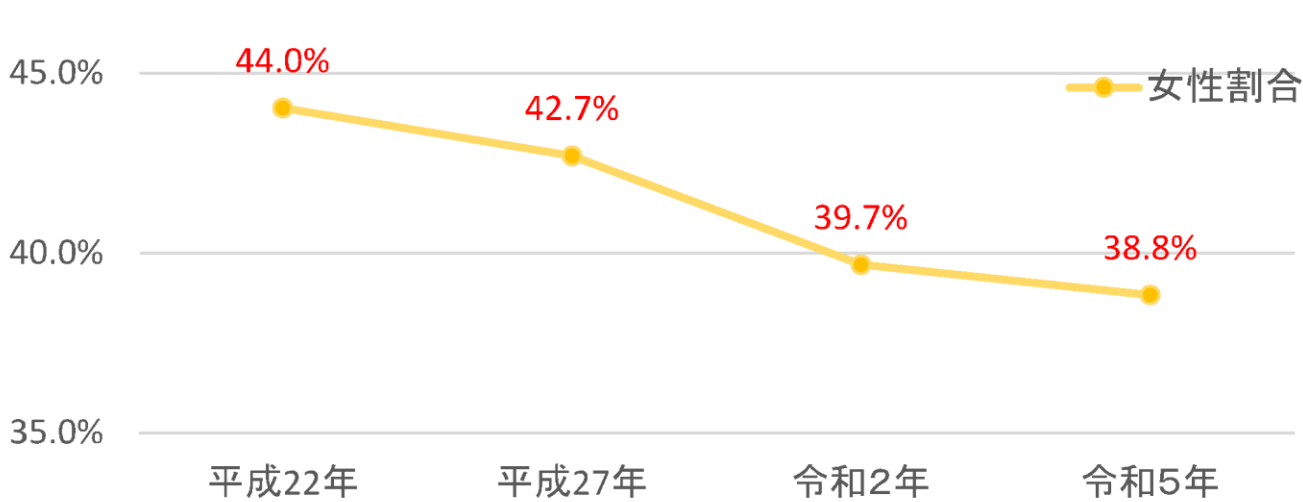
資料: 農林水産省「令和5年農業構造動態調査」(調査期日: 令和5年2月1日)
基幹的農業従事者とは15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者
注: ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

女性の基幹的農業従事者数の推移



資料: 農林水産省「令和5年農業構造動態調査」、「2010年世界農林業センサス」(組替集計)

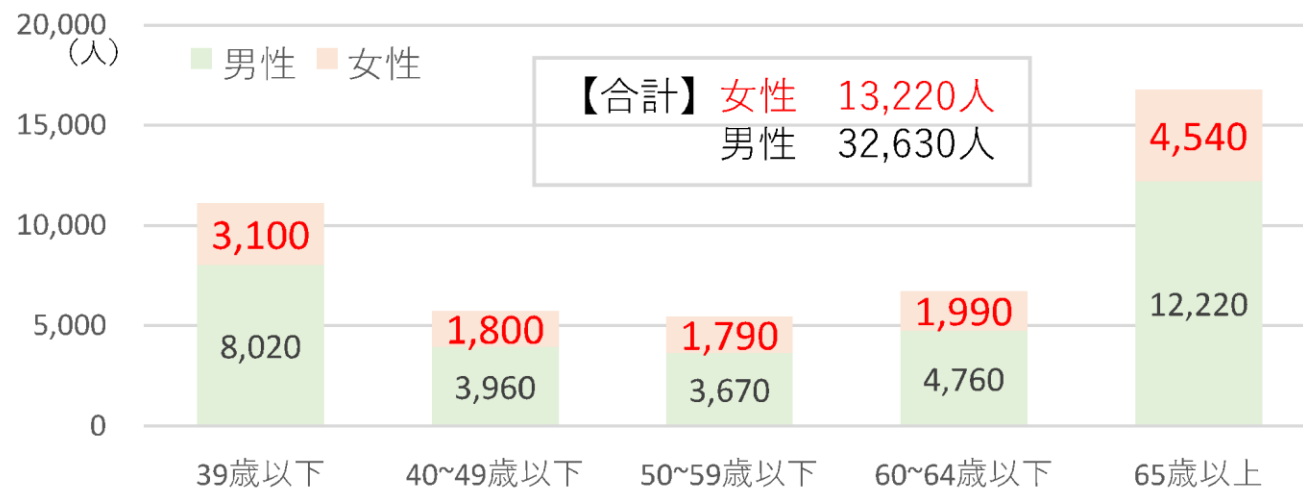
基幹的農業従事者に占める女性の割合の推移



資料: 農林水産省「令和5年農業構造動態調査」、「2020年農林業センサス」、「2015年農林業センサス」(組替集計)、「2010年世界農林業センサス」(組替集計)

新規就農者数に占める女性の割合(令和4年)

	39歳以下	40～49歳以下	50～59歳以下	60～64歳以下	65歳以上	合計
女性割合	27.9%	31.3%	32.8%	29.5%	27.1%	28.8%

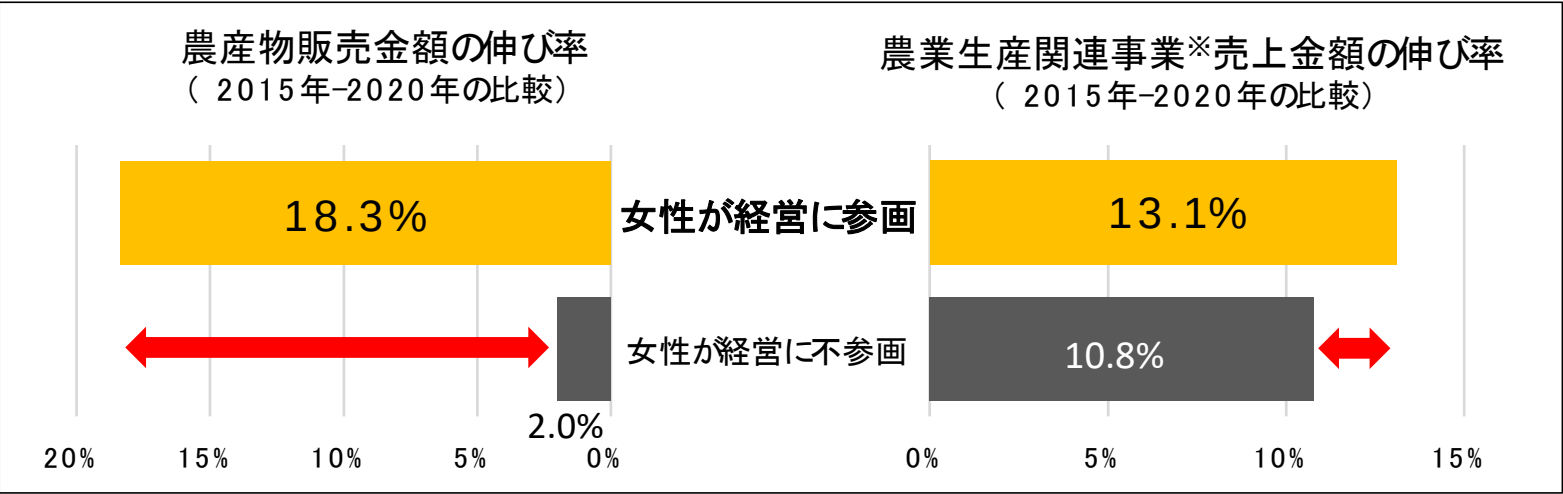


資料: 農林水産省「令和4年新規就農者調査」
注: ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

女性の経営参画と経営状況の関係

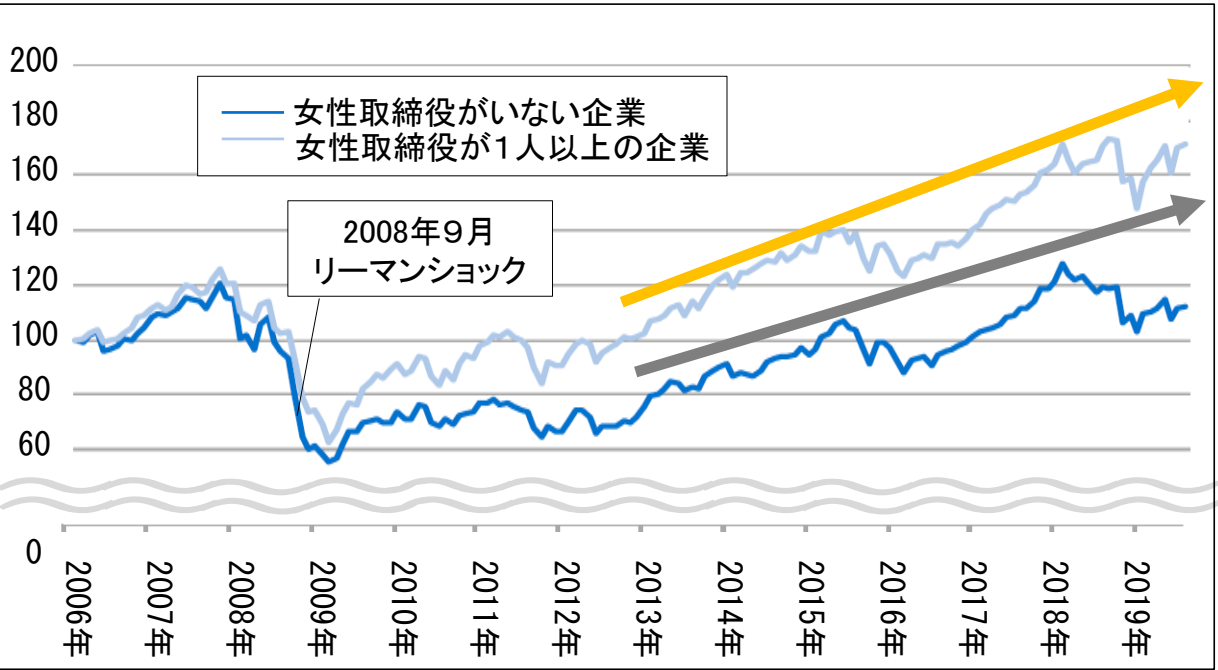
- 女性が経営に関与している場合には農産物販売金額等の伸び率が高く、今後の農業の発展、地域経済の活性化のためには、多彩な能力を持つ女性農業者が力を発揮していけるようにすることが必要。
- 他方、個人経営体では女性の経営への関与は3割程度、女性の認定農業者は5.3%に留まっており、経営における女性の地位を更に高めていく必要。

女性の経営参画の効果(農産物販売金額・農業生産関連事業売上金額の伸び率)(個人経営体)



資料: 農林水産省「農業における女性活躍に関する特徴把握分析レポート」(令和5年12月)に基づき作成。
 ※: 農業生産関連事業とは、「農産物の加工」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園など」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「海外への輸出」、「再生可能エネルギー発電」等を指す。

【参考】企業における女性取締役の有無と株価パフォーマンスの関係
 (全世界の時価総額100億ドル以上の企業が対象)



女性取締役がいる企業の方が、いない企業に比べ、株価パフォーマンスが良い。特に、リーマンショック等厳しい環境変化に対して強く、回復が早い傾向。

資料: Credit Suisse “performance update: The CS Gender 3000 in 2019: The changing face of companies”を農林水産省編集。横軸の目盛りは、毎年1月時点を目指す。

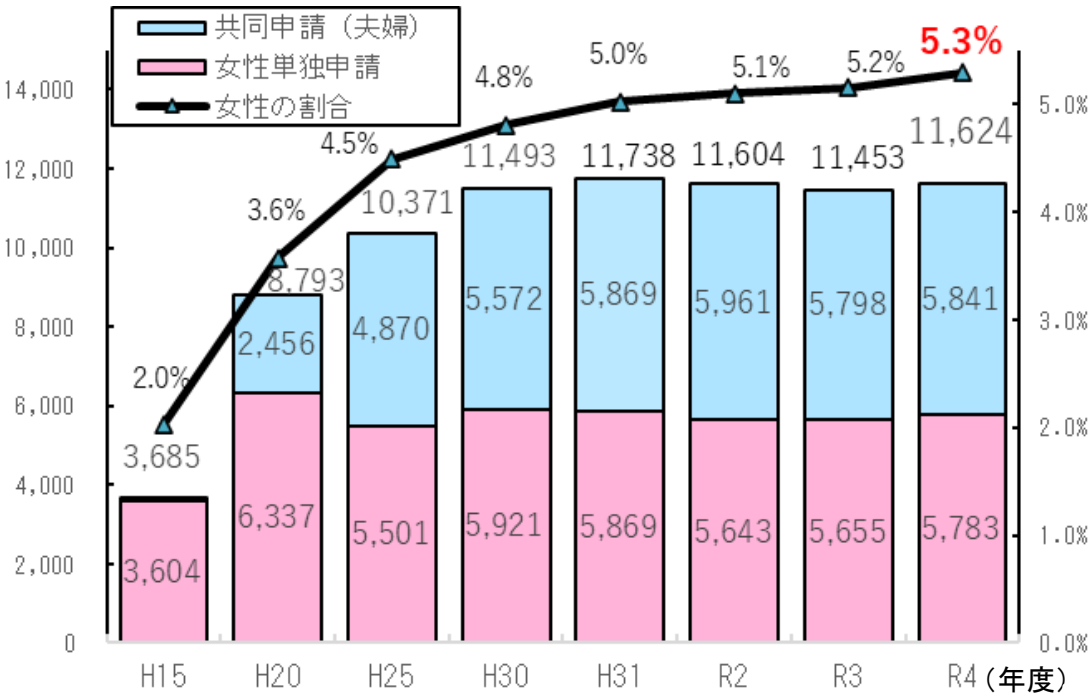
経営方針の決定への関わり(農業経営体のうち個人経営体)

経営主が女性の農業経営体	経営主が男性だが、女性が経営方針決定に参画している農業経営体		経営主が男性で、経営主のみが経営方針を決定している農業経営体
	男女の経営方針決定参画者がいる	女の経営方針決定参画者がいる	
6.5%	5.3%	18.8%	66.6%

女性が経営方針の決定に関わっている農業経営体: 30.7%

資料: 農林水産省「令和5年農業構造動態調査」

女性の認定農業者数の推移



資料: 農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別等の認定状況」

農業における女性登用の推進

- 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）においては、あらゆる分野において「指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。」とされている。
- 同計画において、農業委員に占める女性の割合、農業協同組合の役員に占める女性の割合の目標に加えて、新たに、土地改良区（土地改良区連合を含む。）の理事に占める女性の割合の目標を設定。

農業委員会法・農協法における配慮規定

○平成27年の農業委員会法及び農協法の改正により、農業委員会・農協への女性や若者の参画を法律に位置づけ。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第8条

7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

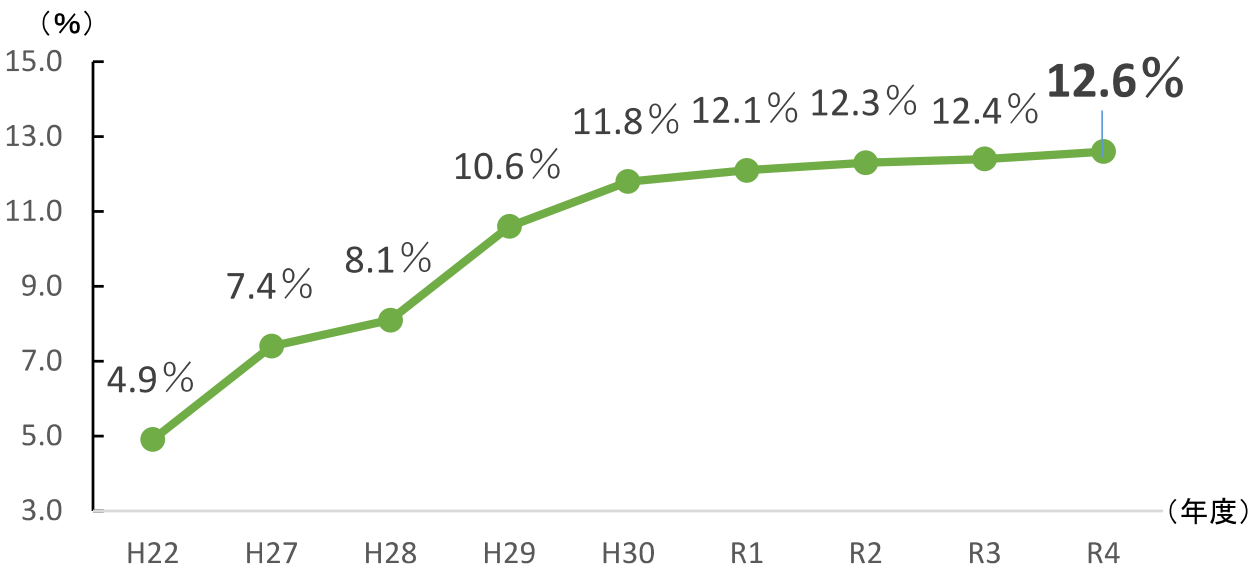
第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）における成果目標

		成果目標（令和7年度まで）
農業委員	女性委員が登用されていない組織数	0
	女性割合	20%(早期)、更に 30%
農協役員	女性役員が登用されていない組織数	0
	女性割合	10%(早期)、更に 15%
土地改良区理事	女性理事が登用されていない組織数	0
	女性割合	10%

女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（令和5年6月13日決定）

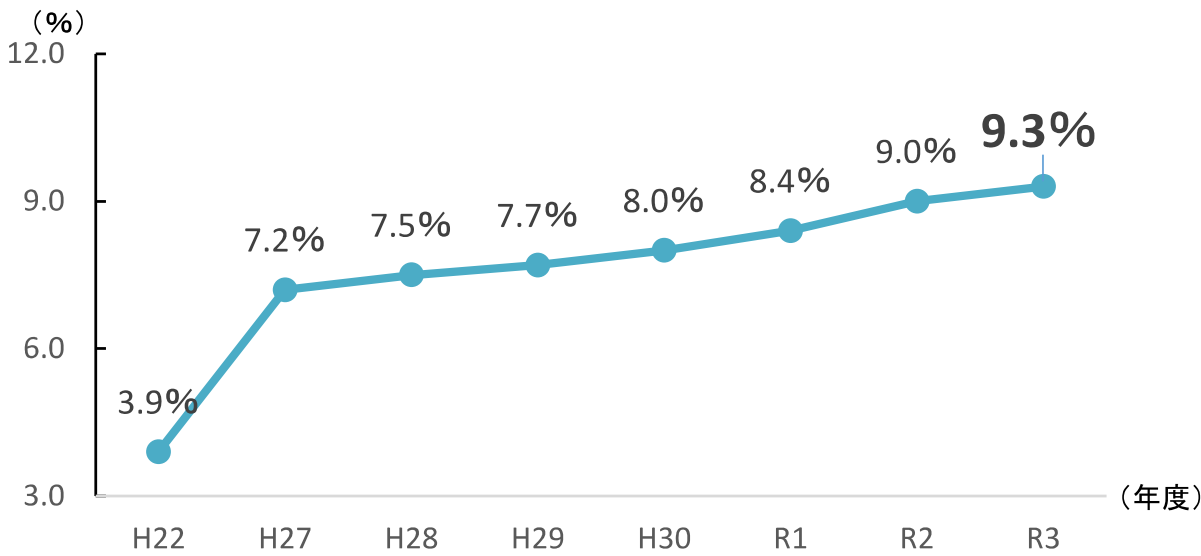
- 農業委員会及び農協における女性登用の目標・取組計画、登用実績について公表。
- いまだ目標設定等がされていない農業委員会や農協に対し、速やかに定めるよう働きかけるなど、更に取組を強化。

○農業委員に占める女性の割合



資料：農林水産省「農業委員への女性の参画状況」（注：各年とも10月1日現在）

○農業協同組合の役員に占める女性の割合



資料：農林水産省「総合農協統計表」（注：各事業年度末時点）

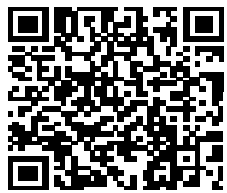
第5次男女共同参画基本計画(R2年12月閣議決定)における成果目標

項目		成果目標 (令和7(2025)年度)	現状 (最新値)
農業委員に占める女性の割合	女性委員が登用されていない組織数	0	243/1,697 (令和4(2022)年度)
	農業委員に占める女性の割合	20%(早期)、 更に30%を目指す	12.6% (令和4(2022)年度)
農業協同組合の役員に占める女性の割合	女性役員が登用されていない組織数	0	93/569 (令和3(2021)年度)
	役員に占める女性の割合	10%(早期)、 更に15%を目指す	9.3% (令和3(2021)年度)
土地改良区 (土地改良区連合を含む。)の理事に 占める女性の割合	女性理事が登用されていない組織数	0	3,911/4,199 (令和4(2022)年度)
	理事に占める女性の割合	10%	0.8% (令和4(2022)年度)
認定農業者数に占める女性の割合		5.50%	5.3% (令和4(2022)年度)
家族経営協定の締結数		70,000件	60,020件 (令和4(2022)年度)

資料：内閣府「第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）における成果目標」を基に農林水産省作成
注1 農業委員 「農業委員への女性の参画状況」令和4年10月1日時点
注2 農協役員 「総合農協統計表」 令和3事業年度末時点
注3 土地改良区 「土地改良区設立状況等調査について」 令和5年3月末時点
注4 認定農業者 「農業経営改善計画の営農類型別認定状況」 令和5年3月末時点
注5 家族経営協定 「家族経営協定に関する実態調査」 令和5年3月末時点

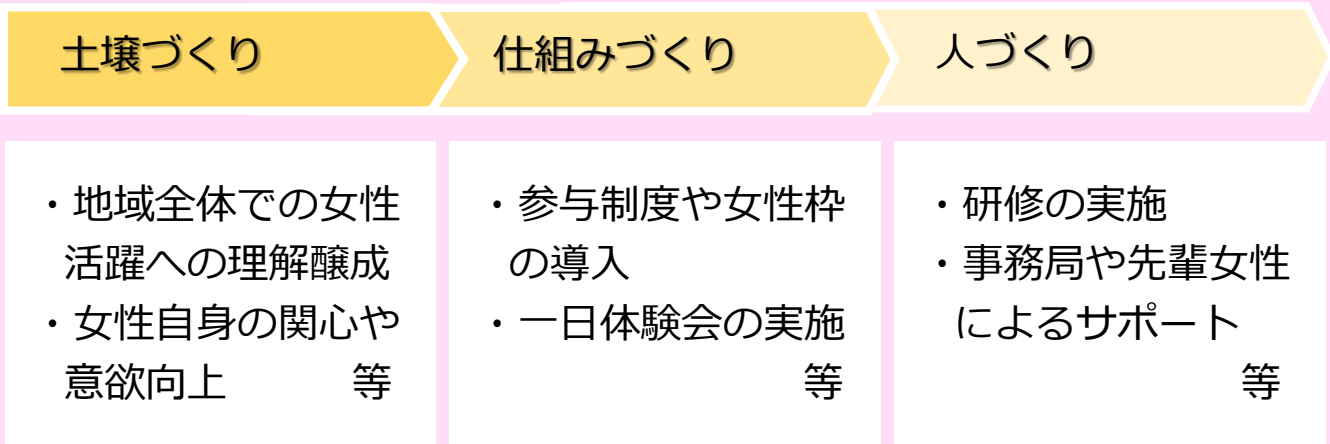
農業協同組合・農業委員会「女性登用の取組事例と推進のポイント」

- 女性の登用が進んでいる農協・農業委員会の取組事例を踏まえ、女性の登用と活躍のポイントを① 土壌づくり、② 仕組みづくり、③ 人づくりの3つのステップに分け、女性登用の効果とともに紹介。
- 女性登用を進めることで、地域の農産物の販売促進、地域や組織の活性化、地域の多様な声を反映した農地の集積・集約など様々な効果が発現。



「女性登用の取組事例と推進のポイント」検索

登用に向けた3つのステップ



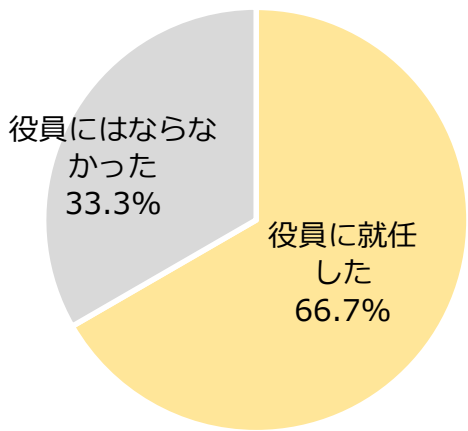
登用がもたらす効果

農協では…	農業委員会では…
・ 農業者の所得増大・農業生産の拡大 （販売促進、直売所の活性化、生産者の育成 等） ・ 地域の活性化 （生活インフラの強化、組合員の満足度の向上 等）	・ 組織の活性化 （広報活動を通じた組織・活動の認知向上、会議の活発化 等） ・ 農業委員会業務の進展 （地域の多様な声を反映した農地集積・集約、遊休農地の発生防止 等）

○JA新はこだて（北海道）

- ・ 女性が理事会にオブザーバー参加する「**参与**」制度を導入。翌期の改選で女性参与2名が**理事に就任**。
- ・ 女性理事は、ネットワークを活かした**正組合員の加入推進**、過疎地域における野菜の**移動販売**等を実施し、**農協運営の活性化**や地域住民の**生活の質の向上**に貢献。

参与の役員への就任状況(アンケート 結果)
問：農協運営に参与等として参加した人の翌期以降の役員への就任状況



N（参与の仕組みがある／あった農協数）＝15

○松川町農業委員会（長野県）

- ・ 女性委員が**人・農地プランの策定**を主導し、地域住民へのアンケート、話し合いにおけるファシリテーションを実施。
- ・ 女性が主導することで、**地域の女性の参画が進展**。アンケートの回収率は**8割**、話し合いの**女性参加率は4割**を達成し、プランの策定を実現。
（同町内他地区の平均回収率 約5割、平均女性参加率 約1割）



人・農地プラン策定の話し合いを主導する女性委員（中央）

「農業女子プロジェクト」について ～概要～



趣旨

「農業女子プロジェクト」（2013年設立）は、農業内外の多様な企業・教育機関等と連携して、農業女子の知恵を生かした新たな商品・サービスの開発、未来の農業女子をはぐくむ活動、情報発信等を行い、社会全体での女性農業者の存在感を高め、女性農業者自らの意識の改革、経営力発展を促し、職業としての農業を選択する若手女性の増加を図ります。農業女子同士のネットワークづくりにも取り組んでいます。

参加メンバーデータ



農業女子メンバー

全国 1,011名



参画企業

32社



教育機関

8校

(2024年3月31日現在)

具体的な取組

企業プロジェクト

企業と農業女子メンバーが協同で新たな商品やサービスの開発等を行い、女性農業者の活躍や魅力を発信（それぞれの企業活動の一環として推進）

チーム“はぐくみ”

高校・大学等の教育機関と活躍する魅力ある農業女子メンバーが連携し、農業を志す学生の発掘や動機づけ、意識の向上のための取組を実施

SDGs活動の発信

“農業者のわたしたちにできる5つのこと”として農業女子メンバーのSDGs活動を発信

NEXTラボ

メンバーの関心の高いテーマについて勉強会等を実施

SNSやイベント等を活用した
女性農業者の魅力発信

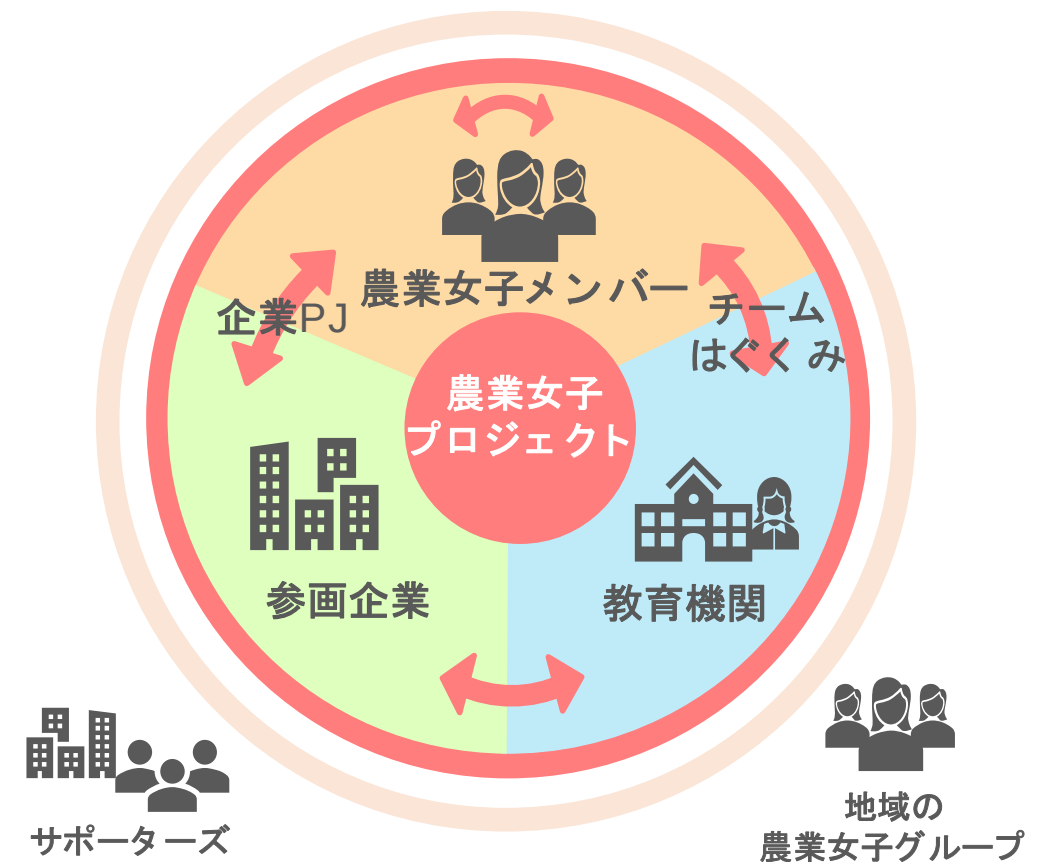


プロジェクトの目的

社会、農業界での
女性農業者の
存在感を高める

女性農業者自らの
意識の改革、
経営力の発展

若い女性の職業の
選択肢に
「農業」を加える



第11期 農業女子プロジェクトの活動方針

(2023年11月～2024年10月)

1. 「NEXTラボ」の本格実施
2. 地域活動の活性化
3. 「農」の魅力の発信

「農業女子プロジェクト」のあゆみ

メンバー数の推移

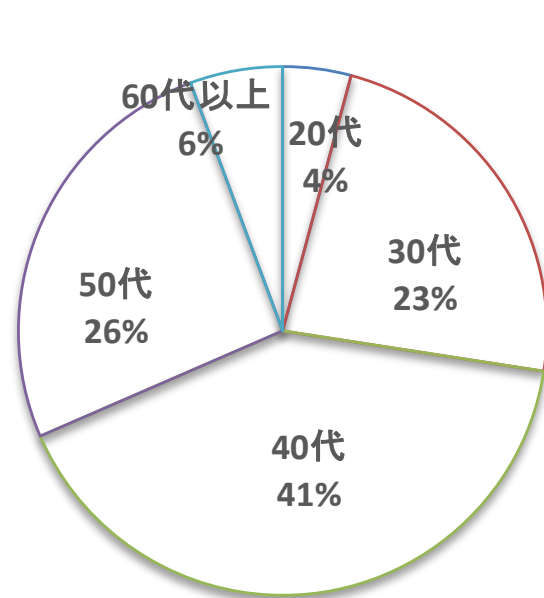


〔参考〕 農業女子プロジェクト メンバーに関するデータ

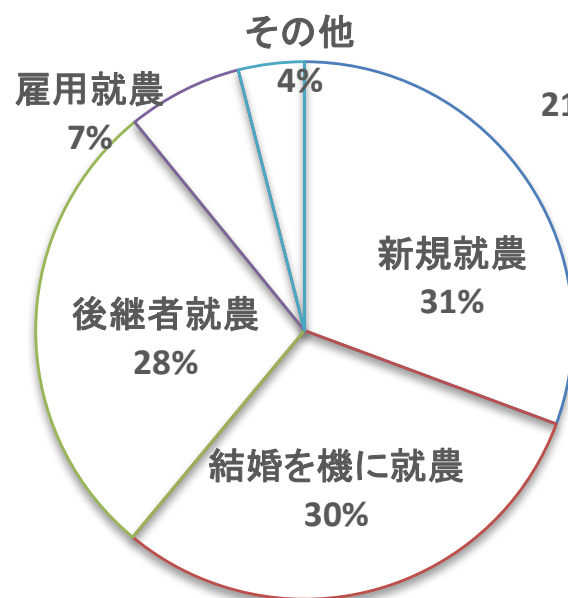
○ 参加者数は1,011名（2024年3月31日現在）

○ 20-40代のメンバーが7割を占める

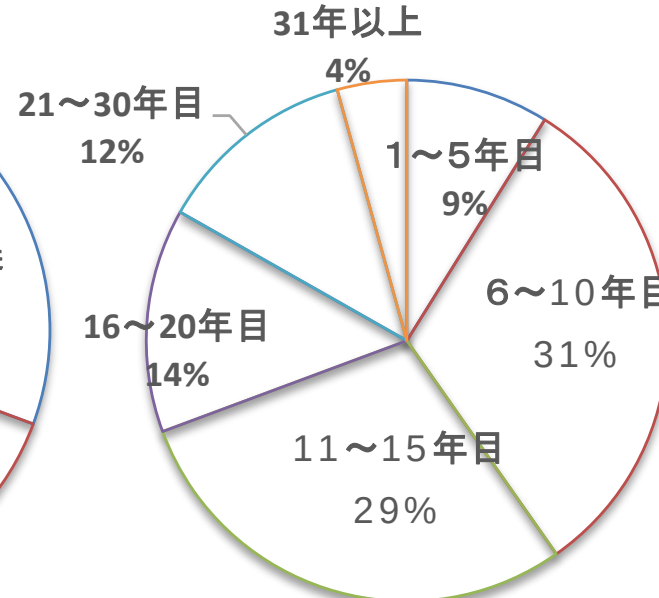
メンバー年齢構成



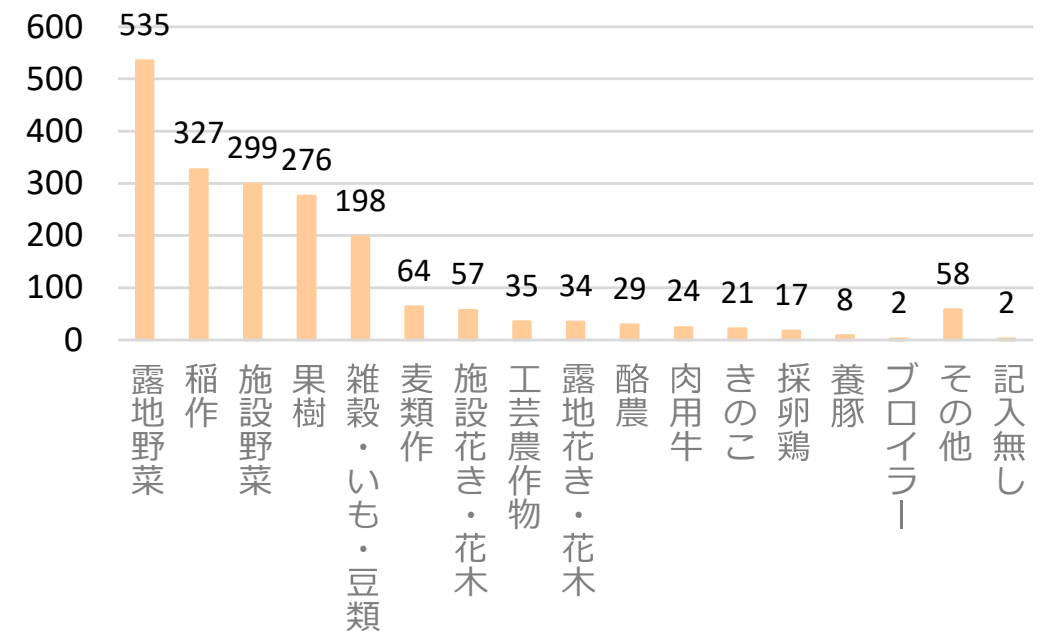
就農ルート



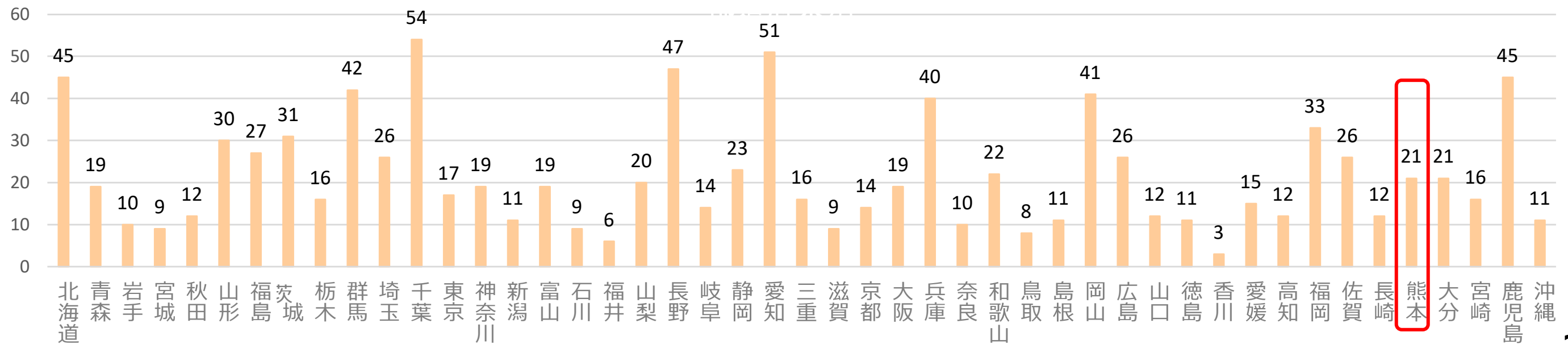
就農歴



農業生産品目



都道府県別メンバー数



※農業生産品目については複数回答

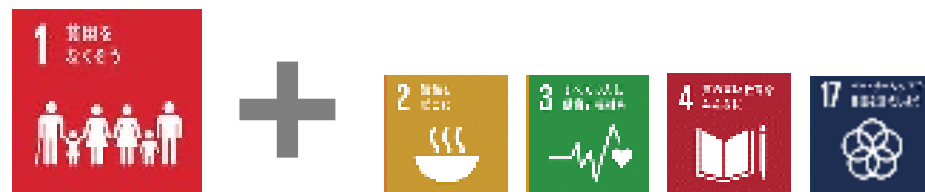
‘持続可能な社会の実現のために 農業者のわたしたちにできる5つのこと’



農業女子が取り組んでいる「SDGs」につながる活動の中から5つのメインテーマを抽出し、農業女子に積極的に取り組んでほしいゴールとして設定。

〔農業女子たちの取組事例〕

その1 健康的な食生活の実現に取り組む



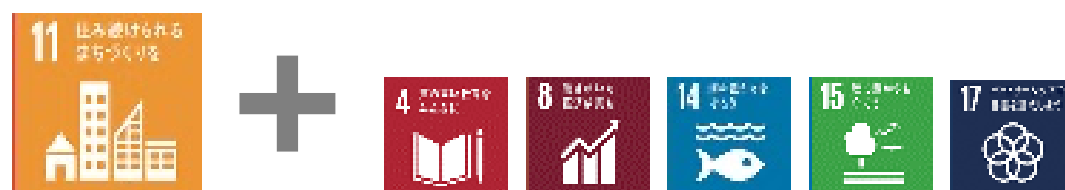
その2 農作業体験から“食”と“農業”の大切さを教える



その3 働きやすい環境をつくり、地域の主要産業になることを目指す



その4 農村の魅力を発信し、地域の農業を維持する



その5 自然によりそった持続可能な農業の実現に取り組む



保育所で「お迎えマルシェ」開催



学校給食への食材提供



小学校での出前授業、収穫体験



農を伝える絵本の制作・読み聞かせ 「AGRI BATON PROJECT」



女性が働きやすい職場づくり



スマート農業を活用した ストレスフリーな農業経営



町の人たちに地域の農の魅力を紹介



メディアを通じて農への想いを発信



貝殻等の海洋廃棄物を使った 循環型農業



ブドウの搾りかすで肉用牛を肥育



農業女子プロジェクト 参画企業

農業女子PJ 

第1期
(2013.11～)

井関農機

「夢ある『農業女子』応援Project」

ダイハツ工業

農業女子マルシェ×ハイゼットトラック全国展開

モンベル

フィールドウェア開発プロジェクト

タニタ

郷土料理でつながろうプロジェクト

三越伊勢丹

農業女子とお客様を繋ぎ、日本の農業の未来を創る

サカタのタネ

ハッピーベジタブルで「新野菜」の需要創造！プロジェクト

丸山製作所

ウルトラファインバブル 農業女子を応援PJ

第2期
(2014.11～)

SHARP

「スマート農業技術の知見アップ」プロジェクト

東邦

汚れも悩みもスッパリ！農業をもっと楽しく！プロジェクト

東和コーポレーション

「あなたに贈る、あなたと創る」プロジェクト

バンダイナムコエンターテインメント

『農業×エンタメ』創出プロジェクト

第3期
(2015.11～)

フマキラー

「素敵・未来・ガーデン」プロジェクト

第4期
(2016.11～)

豊島

農業女子的ファッション改革PJ

コンビ / コンビウズ

「おいしい！」を未来までつなげようプロジェクト

大日本印刷

農業女子の未来のあたりまえをつくるPJ

近正

農作業を快適に！農業女子サポートPJ

カネコ総業

使いやすい便利用品の開発と動画マニュアルの拡充

第5期
(2017.11～)

日本農薬

明日の農業女子を考える日農PJ

楽天

楽天ラクマ「産地直送・こだわり食品」

象印マホービン

農業女子 In ライフスマイルプロジェクト

アイアグリ

農家のみなさんに届け！

Kewpie

あいち みんなのサラダ

第6期
(2018.11～)

温泉道場

農女プロデュース 替わり風呂PJ

桃谷順天館

美味しく食べて、腸からキレイに！Bistro M's PJ

第7期
(2019.11～)

全国農協観光協会

農業女子 つなぐプロジェクト

日本品質保証機構

農業女子プロジェクト GAP講座

ヘッズ

くだものギフト & 生花ギフトに付加価値を

カクイチ

カクイチ A-SITE を活用した農業女子活動促進

第8期
(2020.11～)

ミズノ

モノ・コト農業改善プロジェクト

味の素ヘルシーガイド

「アミノ酸から作物の元気を広げよう！」プロジェクト

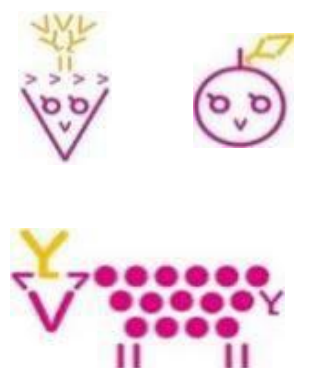
CROSS PLUS

農業女子と考える“ワークライフファッション”

マイファーム

「仕事としての農業、いいかも！」と思ってもらえるようなWEBメディアを通じた情報発信

合計 32社 



教育機関と未来の農業女子をはぐくむ活動を展開



チーム“はぐくみ”

第3期
(2015.11～)

東京農業大学

新たなワークスタイルを
提案するkawaii
農業女子育成PJ

羽田国際高等学校

日本の農業をみらいへ
チャレンジ&応援

第4期
(2016.11～)

産業能率大学

大学生(女子大生)による農
業女子PJのInstagram
による情報発信

第5期
(2017.11～)

近畿大学

近大流
農業女子育成PJ

東京家政大学

ワークライフバランスin
農業女子プロジェクト

桜美林大学

農業のリベラルアーツ

第6期
(2018.11～)

山形大学

地域がはぐくむ
未来の農業女子

第9期
(2021.11～)

南九州大学

Farm to Table
南九州大学農業女子PJ

東京農業大学

○農業女子メンバーの農場でインターンシップ
を実施



産業能率大学

○Instagramを使った
農業女子の情報発信
○農業インターンシップも
体験しつつ経営の
観点からの情報発信を
行う



桜美林大学

○農業女子メンバーによるセミナー開催
○農業の魅力発信を研究



東京家政大学

○農業女子メンバーによるセミナーの開催と、
模擬収穫体験の実施



羽田国際高等学校

○農業女子プロジェクトメンバーによる講義



近畿大学

○卒業生である農業女子メンバーが母校で講演、
母校の学園祭マルシェに参加
○農業女子メンバーの農場でインターンシップ
を実施



山形大学

○農業女子メンバーと学生によるワークショップ
○農業女子プロジェクトメンバーによる講義



南九州大学

○農産物の播種、栽培、
PR、食卓に並ぶまでを考え、
宮崎県の農業女子
PJメンバー、女性農業者
グループと活動、イベント
等で販売



※羽田国際高等学校：令和6年度より、蒲田女子高等学校から校名変更

(テーマ3) 食品ロス削減と食品表示について

食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ概要

2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させる政府目標達成に向け、今回の施策パッケージに盛り込まれた施策を中心に、関係府省庁が地方公共団体や関係民間団体とも連携しながら来年度中に着実に実行し、来年度末に予定している「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(2020年3月31日閣議決定)の見直しに反映させる。

●食品ロス量 ※コロナ禍影響年を除く直近5か年(平成27年～令和元年度)平均614万トン(家庭系:280万トン 事業系334万トン)

2021年度:523万トン ※家庭系:244万トン 事業系:279万トン

目標値:489万トン ※家庭系:216万トン 事業系:273万トン

● 施策パッケージの主な内容とその後の施策の展開方向

主な施策項目		2023年度	2024年度	2025～2029年度	
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(2020年3月31日閣議決定)		※基本的な方針見直し(閣議決定)		改定基本的な方針に基づく施策の展開	
未利用食品等の提供 (食品寄附)の促進	食品の期限表示の在り方	期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態調査、検討会を通じた「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の見直し、その際「まだ食べることのできる食品」の取扱いについて具体的に検討【消】		新たな期限表示ガイドラインを踏まえた施策の展開	
	食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化	・一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者(寄附者、フードバンク等)を特定するためのガイドライン(食品寄附ガイドライン)の官民による作成(関連モデル事業の実施)【消、農、環、厚、こ、法】 ・食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みに関する官民協力の下での検討【消】 ・食品関連事業者に対する税制上の取扱いや優良事例の周知・発信【農、消】		一連の施策実行後、一定の管理責任を果たせる食品寄附関係者による食品寄附活動の促進による食品寄附への社会的信頼の向上し、その上で、食品寄附実態把握、社会福祉や食品アクセスの確保の観点からの食品寄附促進の必要性、社会全体のコンセンサス醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について最終受益者の被害救済にも配慮して法的措置を講じる	
	フードバンク団体等を介した食品提供円滑化の強化支援(※別紙参照)	先進的なフードバンクへの輸配送等支援【農】、地方自治体や食品事業者、フードバンク、福祉に関する関係者等が連携して、買物困難者や経済的に困窮している者への食料提供を円滑にする地域の体制づくり支援【農、こ、厚】、食品の無償提供に関わる多様な主体のデータ連携に関するモデル事業の実施【消】、重層的支援体制整備事業等を活用したフードバンク団体等・地方自治体等の連携促進【厚】、食事の提供等を行うことも食堂の支援【こ】		寄附食品の管理・流通体制の高度化、地域現場のニーズとの連携の取組の推進	
外食	食べ残しの持ち帰り促進	消費者の自己責任を前提としつつ協力する飲食店等が民事・食品衛生上留意すべき事項を規定するガイドライン(食べ残し持ち帰りガイドライン)の策定(関連モデル事業の実施)【消、農、環、厚、法】		食べ残し持ち帰りガイドラインを踏まえた食べ残し持ち帰りの意識変化の推進	
食品廃棄物の排出削減の促進	事業系	企業の排出抑制の具体的取組の公表		事業系食品ロス削減対策の更なる強化	
		1/3ルール等商慣習見直し促進			
		食品のリユース促進			
	家庭系	食品ロス状況把握と削減策促進		家庭系食品ロス削減対策の更なる強化 ライフスタイルの変革促進	
		国民運動「デコ活」によるライフスタイル変革促進			
		期限表示の正しい理解の促進			期限表示の理解促進
	その他	経済損失と環境負荷試算	算出法確立	食品ロス量と併せて経済損失と温室効果ガス排出量の試算値を公表【消、農、環】	サーキュラーエコノミー加速化、食品廃棄ゼロエリア創出
		地域主体モデル事業取組強化	サーキュラーエコノミー地域循環モデル構築【経】、食品廃棄ゼロエリア創出【環】		
		学校、保育所、認定こども園、幼稚園への栄養教諭・栄養士等の配置拡大	栄養教諭を中核とした指導の充実【文】、栄養教諭に係る定数改善と計画的な採用等の働きかけ【文】、保育所・認定こども園・幼稚園への栄養士・栄養教諭の配置支援【こ、文】		
国主催イベント等での削減取組		2025大阪・関西万博啓発手法検討、資材開発【消】		2025大阪・関西万博、園芸博会場での啓発	
	ICT等の活用	ICTを活用した売れ残り等の課題解決【農】、サプライチェーン効率化のための調査・実証・啓発【経】			

二〇三〇年度までの半減目標の達成

(別紙) フードバンク団体等を介した食品提供円滑化の強化支援

地方消費者行政強化交付金（消費者庁）

地方公共団体が実施する食品ロス削減推進の取組として、フードバンクやフードドライブ活動等を支援する。

※事業実施主体：都道府県・市町村
※想定支援個所数：10自治体程度（フードバンク等支援関係）

食品アクセス緊急対策事業（農林水産省）

円滑な食品アクセスを確保するため、地域の関係者（都道府県、市町村、社会福祉協議会、生産者、食品事業者、NPO、フードバンク・こども食堂・こども宅食等）が連携して組織する協議会の設置や地域における食品アクセスの現状・課題の調査、課題解決に向けた計画の策定・実行といったモデル的な取組を支援する。

※事業実施主体：団体（都道府県、市町村、農業協同組合、消費生活協同組合、社会福祉協議会等）
※想定支援個所数：10地域

共通API等を用いた地域単位での食品寄附データ統合モデル事業（消費者庁）

企業や自治体、フードバンク、こども食堂などが有している食品寄附に係るデータについて、モデル地域において、APIを通じたデータ連携・マッチングを行い、データ連携によって食品寄附を促進するモデルケースを構築する。

※事業実施主体：民間団体
※想定支援個所数：1～2地域

消費者

食品関連事業者等

フードドライブ
事業者食品寄附

フードバンク

フードパントリー

こども食堂

消費者

食品ロス削減緊急対策事業 食品ロス削減総合対策事業（農林水産省）

①食品衛生管理水準の向上や効率的な配送システムの構築等フードバンク活動の強化に向け専門家派遣等のサポートを実施する。
②大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的取組に必要な経費を支援する。

※事業実施主体：民間団体
※想定支援個所数：①70団体、②31団体

税制上の取扱いの周知 （農林水産省、消費者庁）

食品寄附を行う場合の輸送費等のコストを損金算入できる税制上の取扱いを食品関連事業者等に周知する。

地域こどもの生活支援強化事業（こども家庭庁）

多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。

※事業実施主体：都道府県・市町村
※想定支援個所数：184自治体程度（地域子供の未来応援交付金、令和4年度実績）

ひとり親家庭等のこどもの食事等 支援事業（こども家庭庁）

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

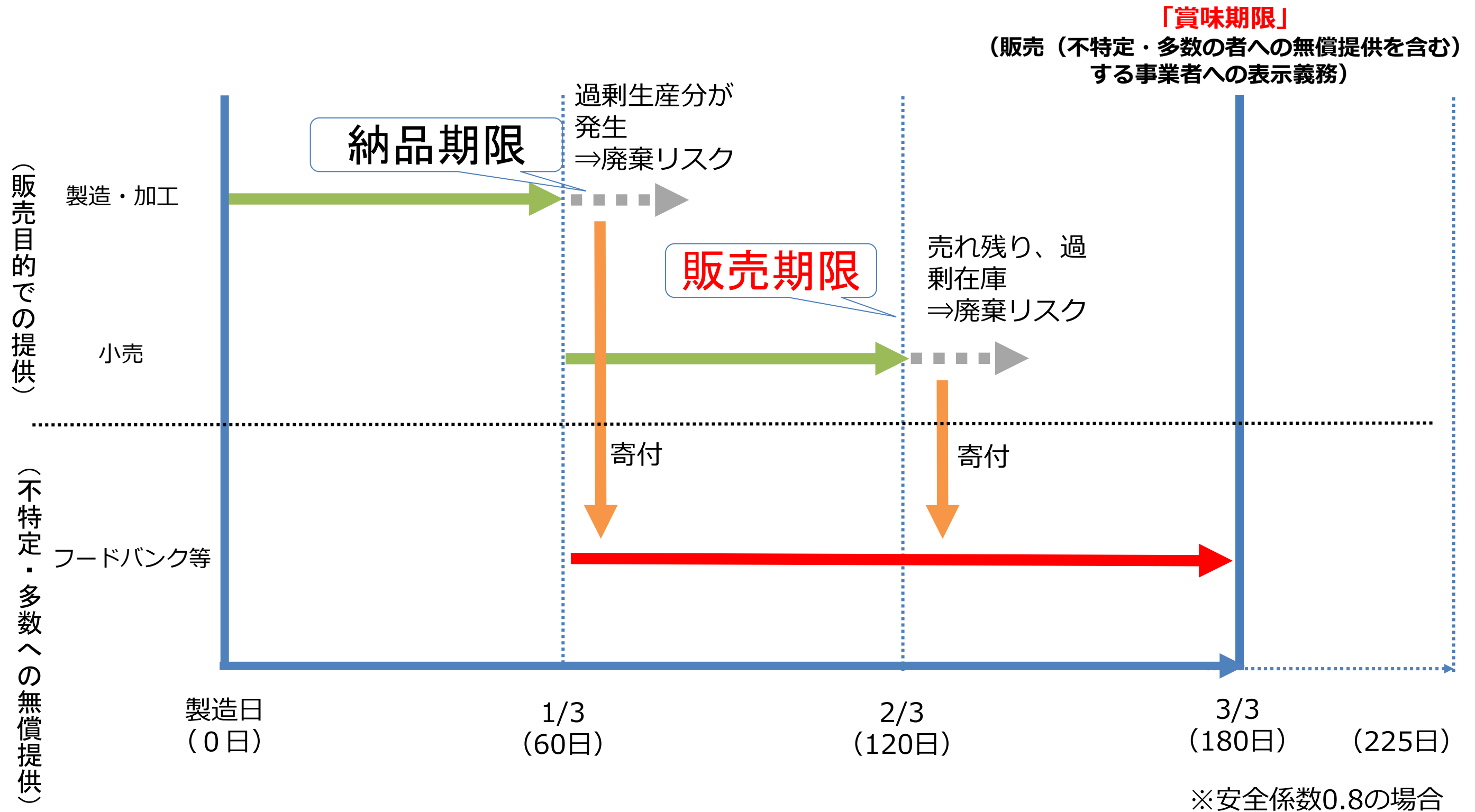
※事業実施主体：民間団体
※想定支援個所数：7団体程度

重層的支援体制整備事業 （厚生労働省）

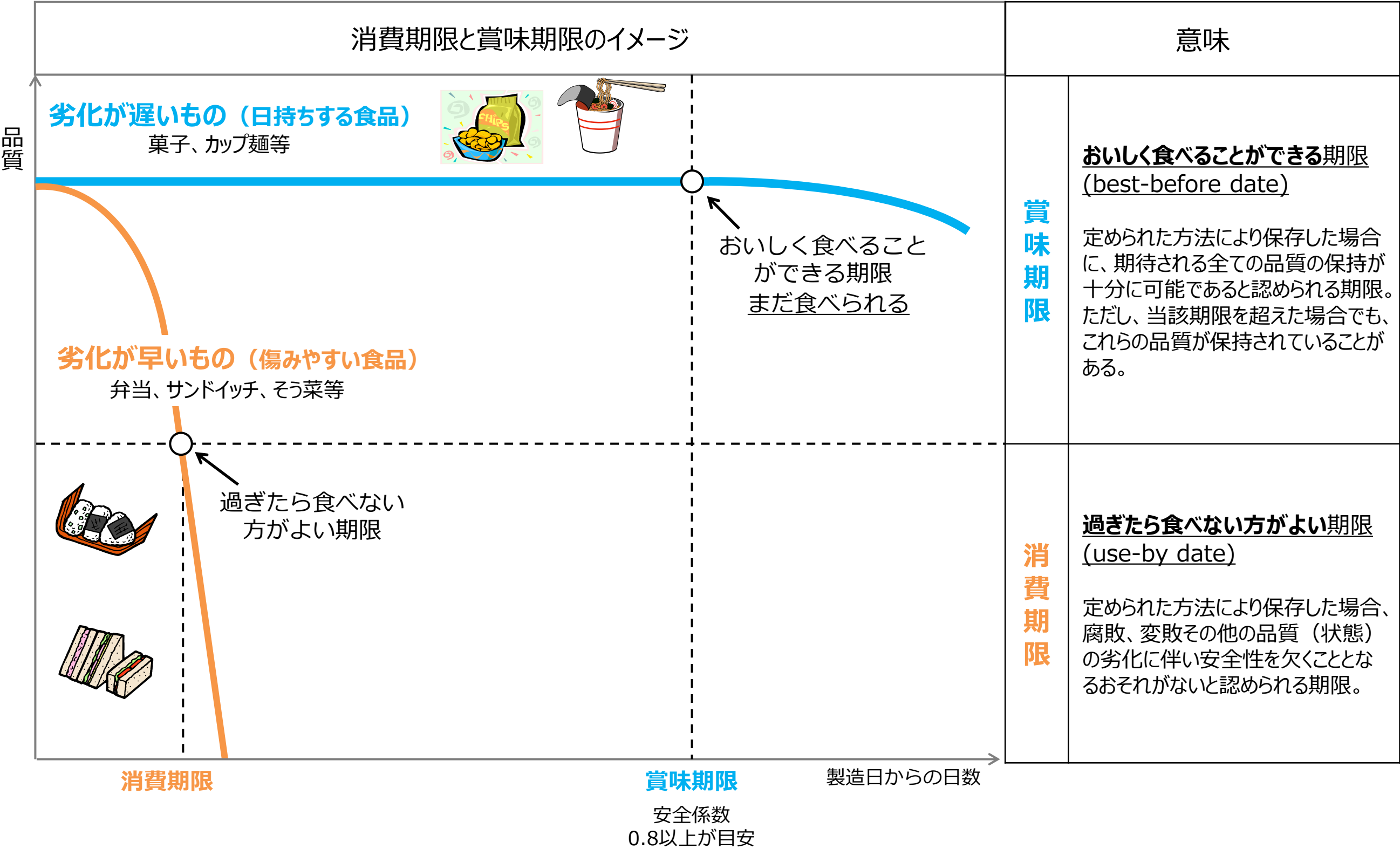
地域住民が抱える様々な地域生活課題の解決に向けて、フードバンク団体等と、地方自治体（子ども・高齢者・障害者・困窮者支援の関係機関）や他の支援団体等との連携・協働を促進する。

※事業実施主体：市町村（フードバンク団体やこども食堂等を含む様々な支援団体と連携）
※想定支援個所数：重層事業実施自治体数（※令和5年度189）

○ 加工食品の「賞味期限」といわゆる「三分のルール」との関係

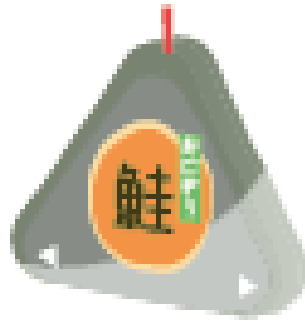


○ 食品の期限表示（賞味期限・消費期限）について



○ 食品表示について

国産農産物を選択することは、国内の農業を応援し、安心安全な食を守ることにつながります



名称		その内容を表す一般的な名称を記載
原産地	農産物	国産品は都道府県名を記載 輸入品は原産国名を記載
	畜産物	国産品は国産である旨を記載 輸入品は原産国名を記載
	水産物	国産品は漁獲した水域名又は地域名を記載 (水域名の記載が困難な場合は水揚げした港名 又は港が属する都道府県名) 輸入品は原産国名

名 称	牛豚合挽肉
原材料名	牛肉(国産)、豚肉(国産)
内容量	100g
消費期限	2022.5.31
保存方法	4℃以下で保存
加工者	〇〇株式会社 千葉県〇〇市〇〇

食品表示を活用し、国内産の商品を選びましょう。
そのことが、国内の農業農村を守り、未来の子供たちが安心して暮らせることにつながります。

(テーマ4) 食育と学校給食について

○ 第4次食育推進基本計画

食育基本法（平成17年法律第63号(衆法)）

目的：食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること

食育推進会議（食育基本法第26条）

会長：農林水産大臣
委員：関係する国務大臣
民間有識者

食育推進評価専門委員会

（食育推進会議会長決定）

構成員：食育推進会議の民間有識者等

食育推進基本計画 （食育基本法第16条）

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるもの

<食をめぐる現状・課題>

- ・農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- ・地球規模の気候変動の影響の顕在化
- ・食品ロス（推計）約523万トン(令和3年度)
- ・新型コロナによる「新たな日常」への対応
- ・社会のデジタル化
- ・持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント

第4次食育推進基本計画（令和3年度～令和7年度）

令和3年3月31日 食育推進会議決定

はじめに

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- ・SDGsの考え方を踏まえながら多様な関係者が相互に連携・協力して総合的に推進

1. 重点事項

<重点事項>

国民の健康の視点
生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

連携

<重点事項>

社会・環境・文化の視点
持続可能な食を支える食育の推進

<横断的な重点事項>

新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進
・これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

横断的な視点

2. 基本的な取組方針

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方
2. 食育の推進に当たっての目標（16目標・24目標値）

第3 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）

1. 家庭における食育の推進:

- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・在宅時間を活用した食育の推進

2. 学校、保育所等における食育の推進:

- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

3. 地域における食育の推進:

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

4. 食育推進運動の展開:

- ・食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等:

- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開

6. 食文化の継承のための活動への支援等:

- ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進:

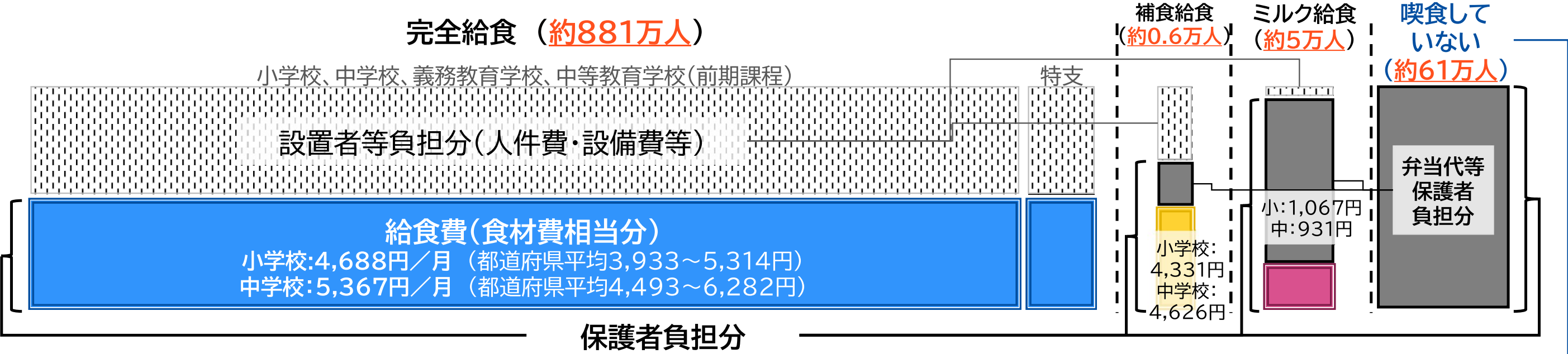
- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・食品表示の理解促進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

○ 学校給食に関する実態調査の結果概要

令和6年6月12日 文部科学省

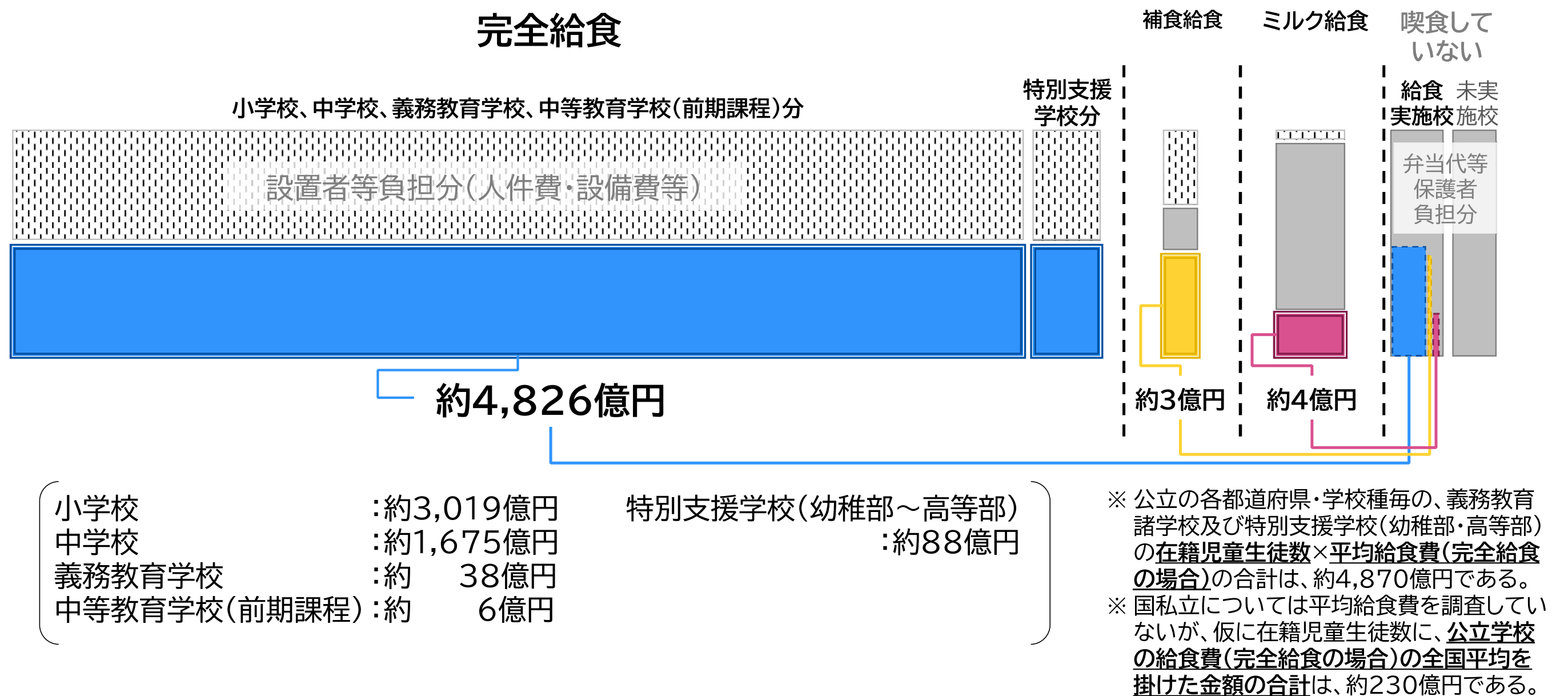
- 完全給食の実施率は年々増加しており、学校数ベースでは小学校98.8%、中学校89.8%で完全給食を実施している。（公立:小学校99.5%、中学校97.1%、 私立:小学校43.4%、中学校8.2%）。
- 公立の未実施校の理由で最も多いのは、他の施設（児童自立支援施設、児童心理治療施設、病院等）で昼食が提供されるためである。一方、地理的理由、財政的理由で完全給食を実施していないと回答した自治体も存在する。
- また、学校給食実施校においても、給食の提供を受けていない児童生徒がいる。これは、重度のアレルギー等により、弁当を持参している児童生徒が存在するほか、一部の自治体で、中学校を中心に選択制を実施しているためである。
- 学校給食費（実際に保護者が支払った額ではなく、食材費に相当する金額）の月額平均は、小学校4,688円、中学校5,367円。都道府県平均と比較すると、小学校が3,933円～5,314円、中学校が4,493円～6,282円と、1.4倍弱の開きがある。



・ 給食未実施校に在籍 ・選択制給食において給食を希望しない 給食実施校において、重度のアレルギー、不登校等で喫食せず 等

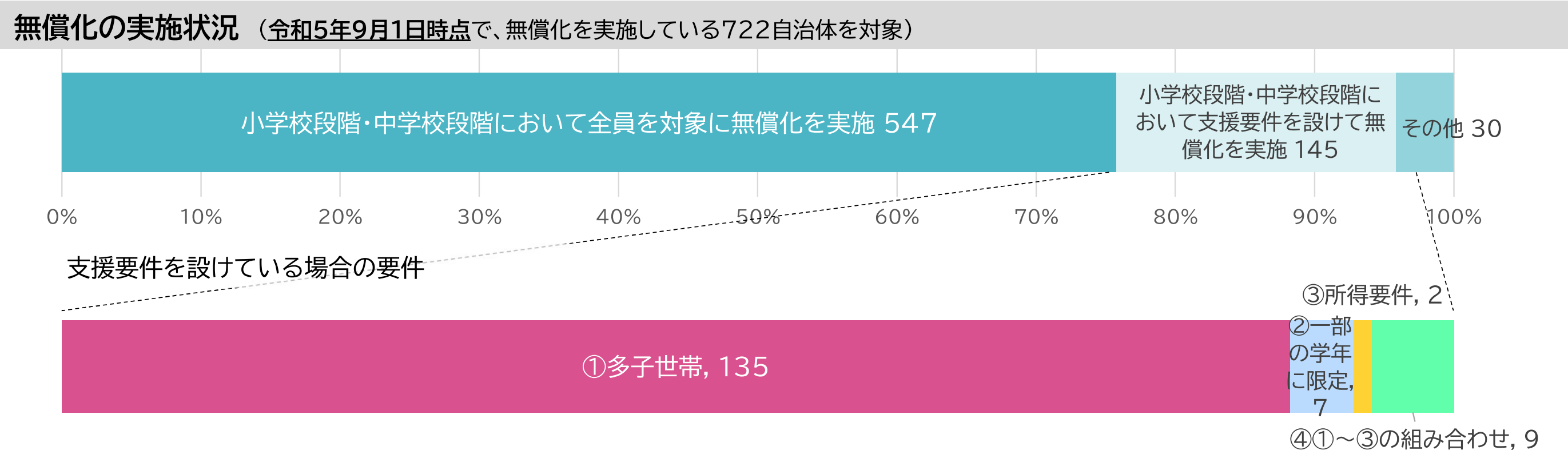
(参考)学校給食費の推計(公立学校のみ)

- 公立の義務教育諸学校及び特別支援学校(幼稚部・高等部)の給食費(実際に保護者が支払った額ではなく、食材費に相当する金額)の合計額を推計すると、約4,832億円である。
※都道府県毎、学校種、給食種毎に推計した給食費総額((給食実施校における在籍児童生徒数)×(年間平均給食費))の総計
- 「在籍児童生徒数」には、給食実施校において給食の提供を受けていない者(約285,000人)が含まれている。
- 「在籍児童生徒数」には、教育扶助、就学援助、特別支援学校就学奨励費により給食の減免を受けている児童生徒、自治体独自の措置により給食が無償化になっている児童生徒が含まれている点に留意。



自治体独自の学校給食費無償化の実施状況

- 1,794自治体中、775自治体において何らかの形で令和5年度中に学校給食費無償化を実施している(予定を含む)。 ※
※令和5年9月1日時点での意向であり、実際には無償化を実施した自治体数とは必ずしも一致しない。
- 令和5年9月1日時点で無償化を実施している722自治体のうち、547自治体で小中学生の全員を対象にし、145自治体で小中学校段階で支援要件を設けている。支援要件がある場合、多子世帯を要件にしている場合が多い。
- 財源は、自己財源(ふるさと納税、寄付金以外)が最も多く、次いで地方創生臨時交付金を活用している自治体が多い。

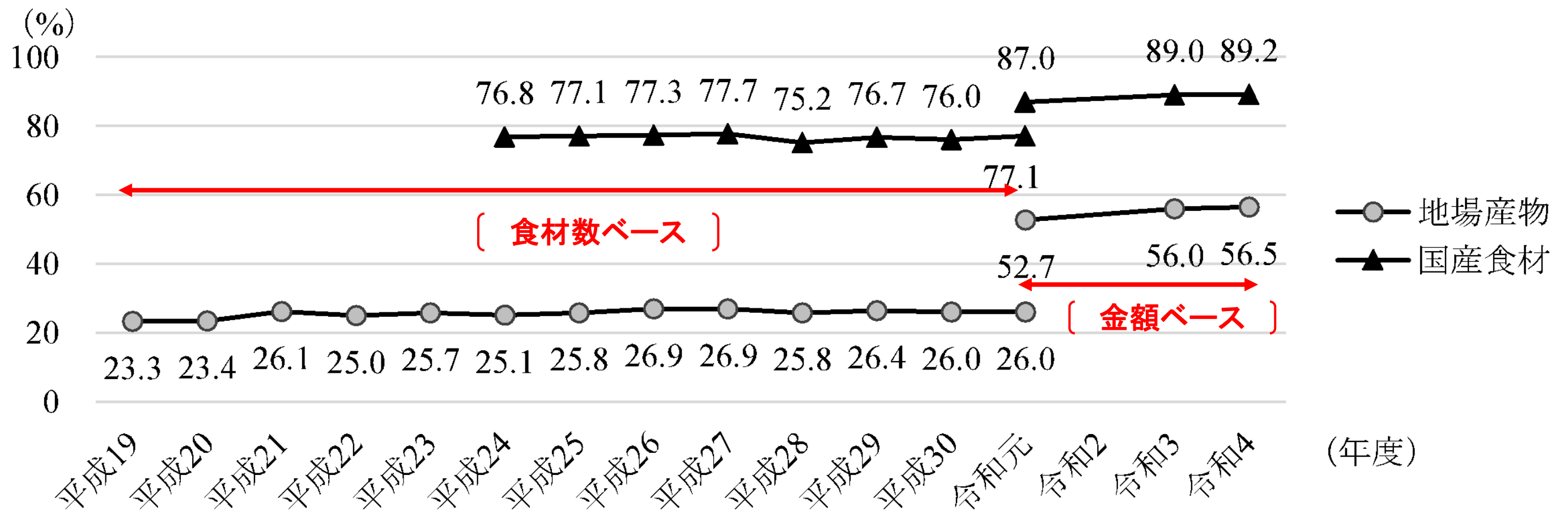


無償化の財源(複数回答有)			
		自治体数	自治体数
①自己財源(ふるさと納税、寄付金以外)	475	④都道府県からの補助	52
②地方創生臨時交付金	233	⑤寄付金	6
③ふるさと納税	74	⑥その他(交付金、基金、地方債等)	86

○ 学校給食の地場産物・国産食材の利用について

- 学校給食における**国産食材や地場物の利用は微増**。
- 文部科学省は、令和3年度から「**学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業**」で経費補助を開始。

学校給食における地場産・国産食材の使用率の推移



(注) 令和元(2019)年度までは食材数ベース、令和元(2019)年度以降は金額ベース(令和元(2019)年度は併存)。
令和2(2020)年度は調査未実施。

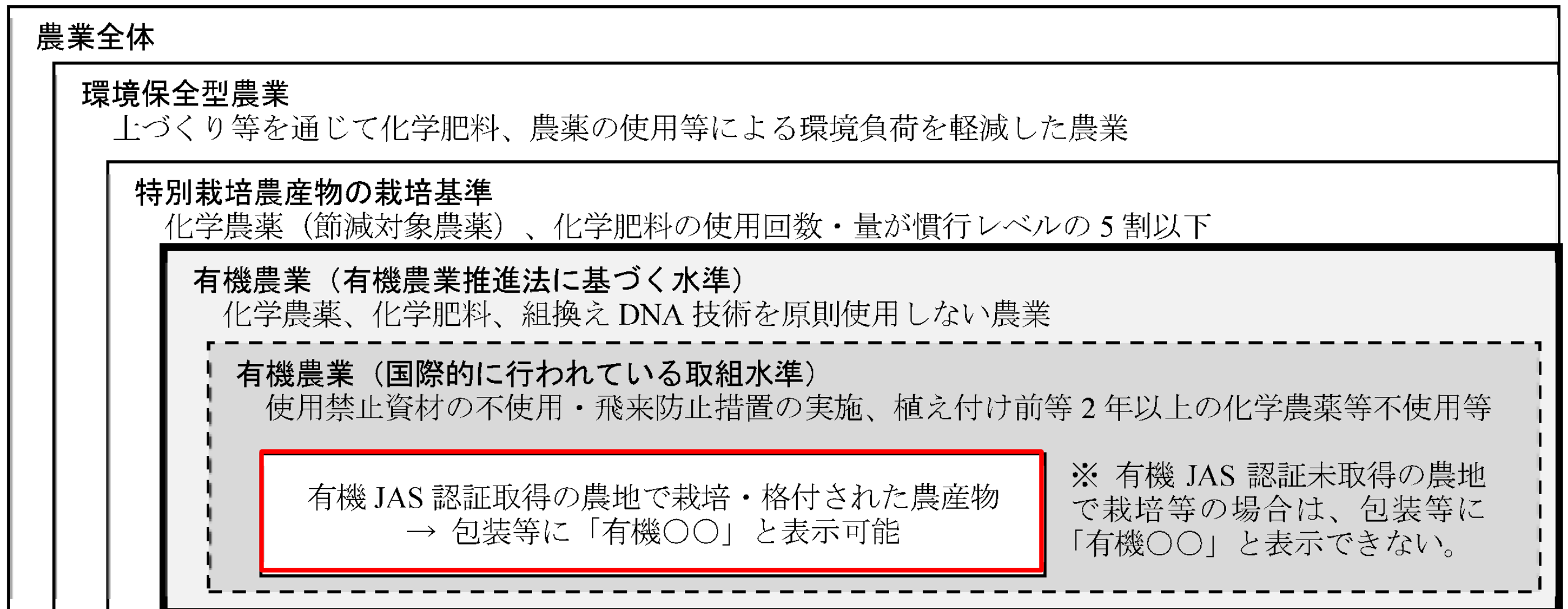
(出典)「学校給食における地場産物及び国産食材の使用割合(令和4年度)」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20230329-mxt_kenshoku-000020838_1.pdf>; 「学校給食における地場産物及び国産食材の使用割合」(令和3年度)同 <https://www.mext.go.jp/content/20231031-mxt_kenshoku-000020838-1.pdf>; 「学校給食栄養報告 結果の概要」(平成25年度～令和元年度)同 <https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/eiyou/gaiyou/1296448.htm>; <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/eiyou/gaiyou/1296448.htm> の各調査結果(平成25(2013)～29(2017)年度は国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)により保存されたページ)を基に筆者作成。

○ 有機給食について

- 学校給食に有機食材を使っている市町村は、**2020年度は123だったが、2022年度には193に増加。**
- アンケートによれば、**学校給食に有機食材を取り入れることの意義については、地域農業への貢献、安全な食材の提供、子どもの食農教育の推進が多数。**

(出典)「学校給食における有機農産物等の活用」(国立国会図書館調査及び立法考査局)

図2 有機農業・特別栽培農産物・環境保全型農業の関係

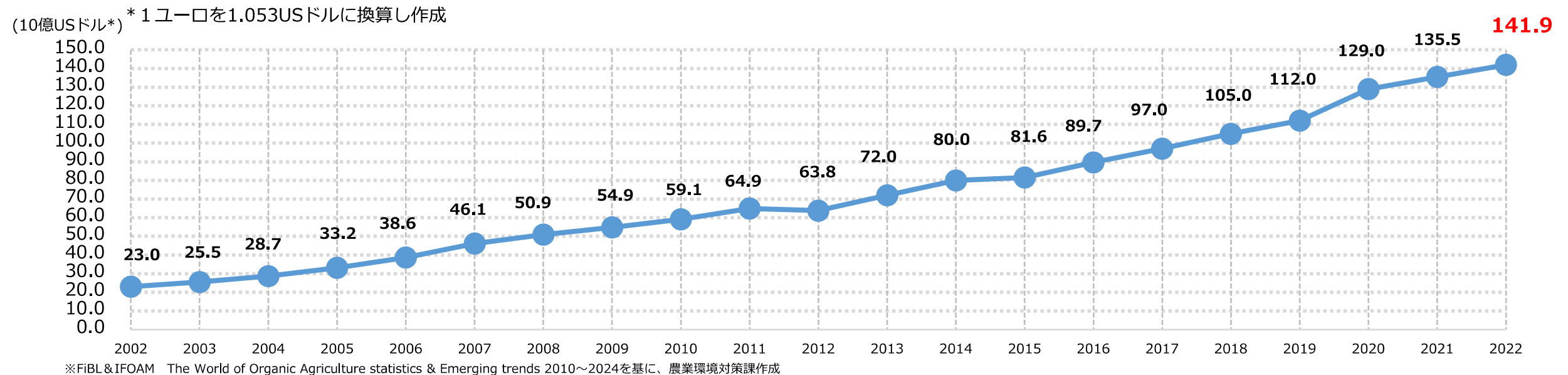


(出典) 農林水産省農産局農業環境対策課「有機農業をめぐる事情」2024.3, p.1. <<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyoyo/youki/attach/pdf/index-52.pdf>> を基に筆者作成。

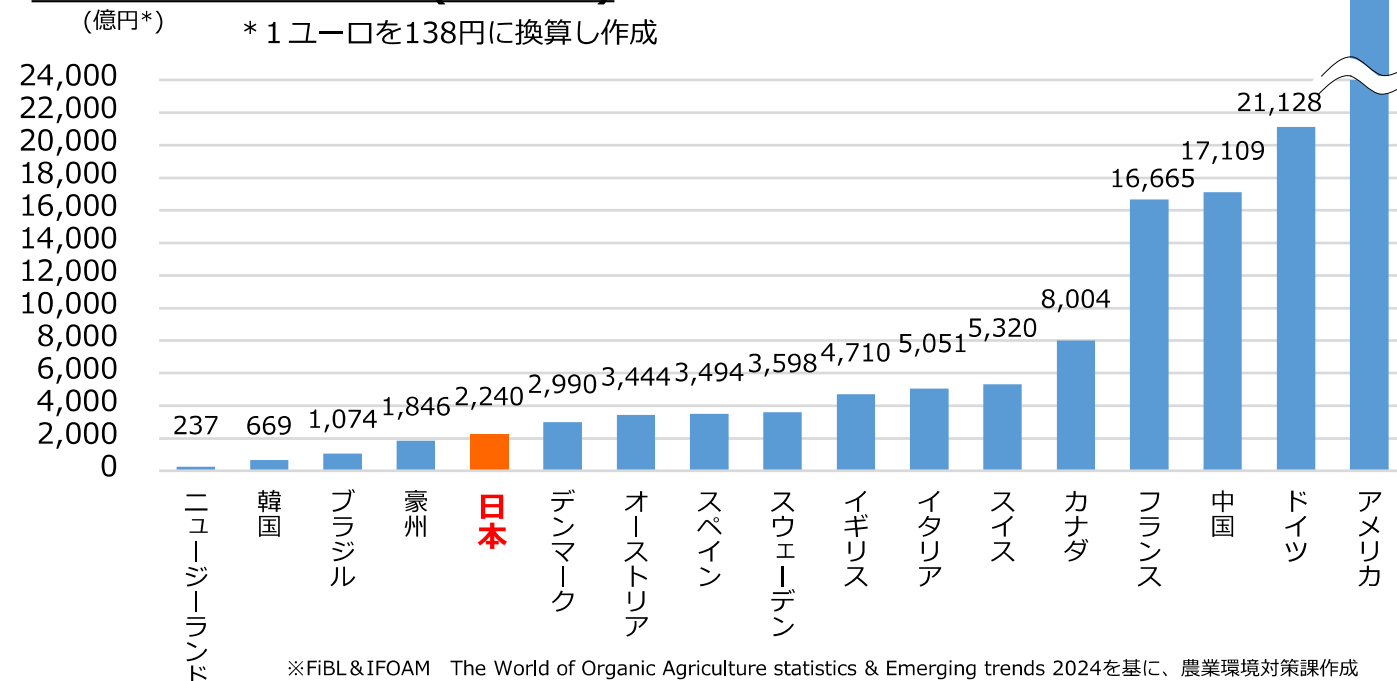
（参考 1） 有機食品市場（世界の状況）

- 世界の有機食品売上は増加し続けており、2022年では約1,419億ドル（約18.7兆円/ 1ドル=132円）。
- 米国の売上は8兆円超、独は2兆円超、中国、仏は1兆円超。日本は中国に次いでアジア2位、世界では13番目の有機食品市場規模（2022年）。
- 1人あたりの有機食品消費額の世界平均は2,346円(17.0ユーロ)、スイスや北欧諸国で高い傾向（2022年）。

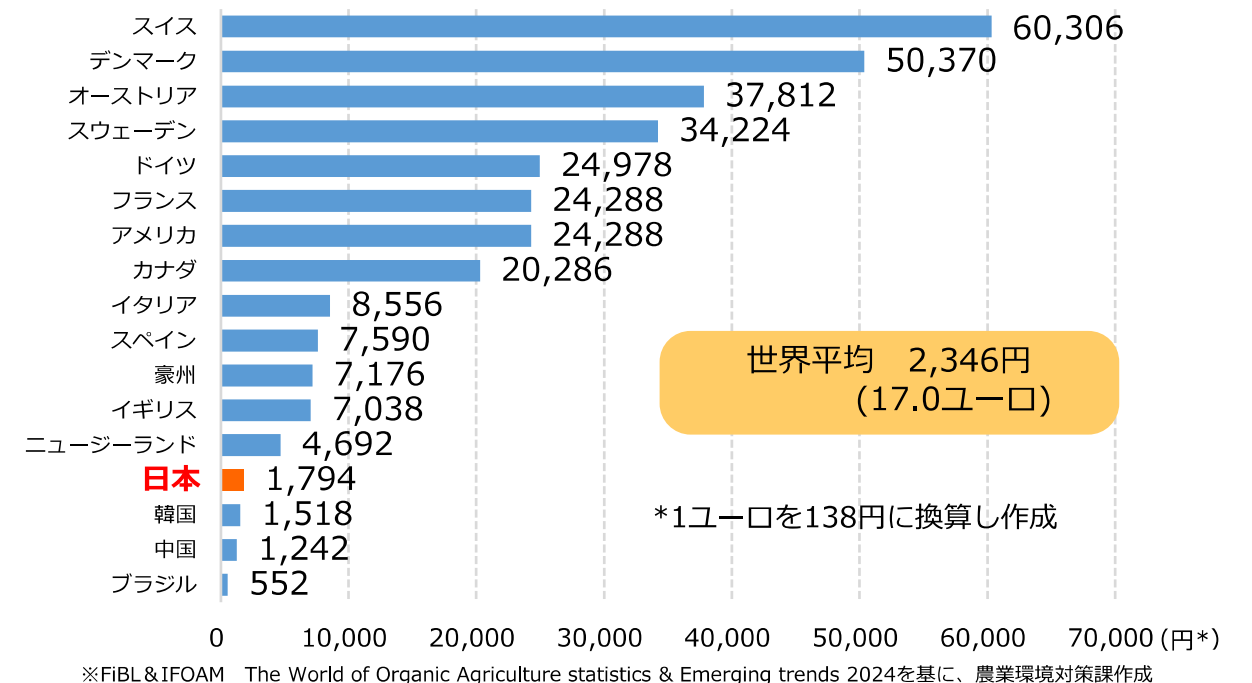
世界の有機食品売上の推移



国別の有機食品売上額(2022年)



国別1人あたりの年間有機食品消費額（2022年）



(参考 2) 有機食品市場（日本の状況）

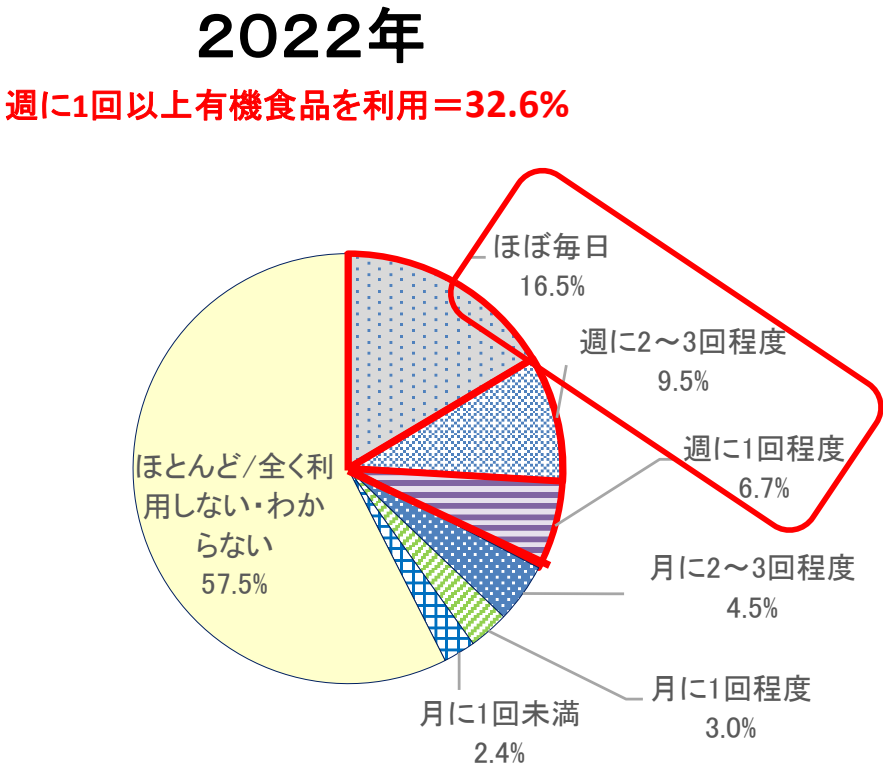
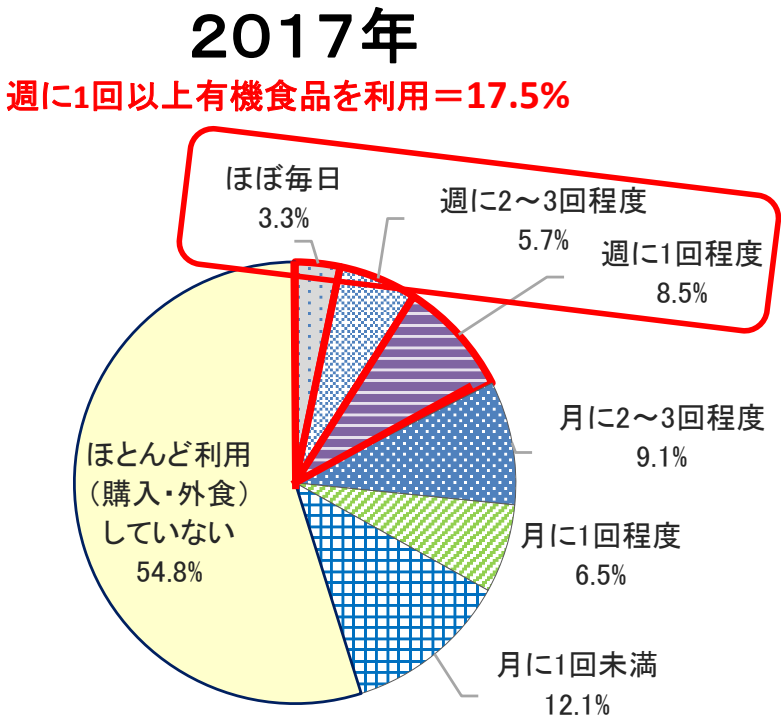
- 我が国の有機食品の市場規模は、消費者アンケートにより、2009年に1,300億円、2017年に1,850億円、2022年に2,240億円と推計。
- 2022年の調査では、週に 1 回以上有機食品を利用する消費者は32.6%。

我が国の有機食品市場規模の推計状況（消費者アンケートに基づく）

推計年度	2009年	2017年	2022年
日本全国の有機食品市場規模の推計値(円)	1,300 億円	1,850 億円	2,240 億円

※2009年は、IFOAM ジャパン／オーガニックマーケットリサーチプロジェクトによる推計を、2017年は、農林水産省「有機食品マーケットに関する調査」による推計、2022年は、農林水産省「有機食品市場規模及び有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」による推計を基に、農業環境対策課作成

消費者アンケート 調査の結果



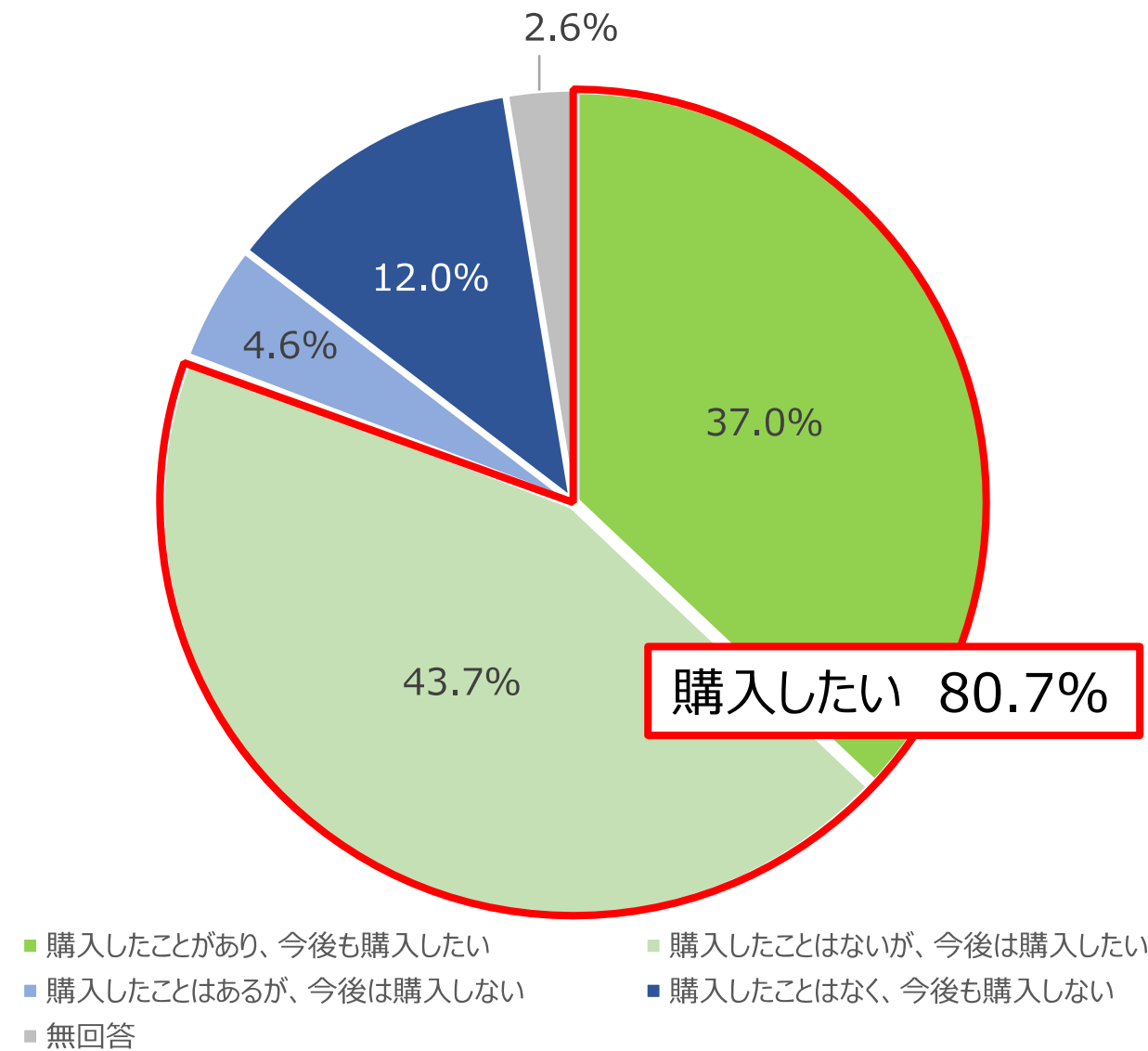
農林水産省「有機食品市場規模及び有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」から、農業環境対策課作成

(参考 3) 環境に配慮した農産物に対する消費者の意識

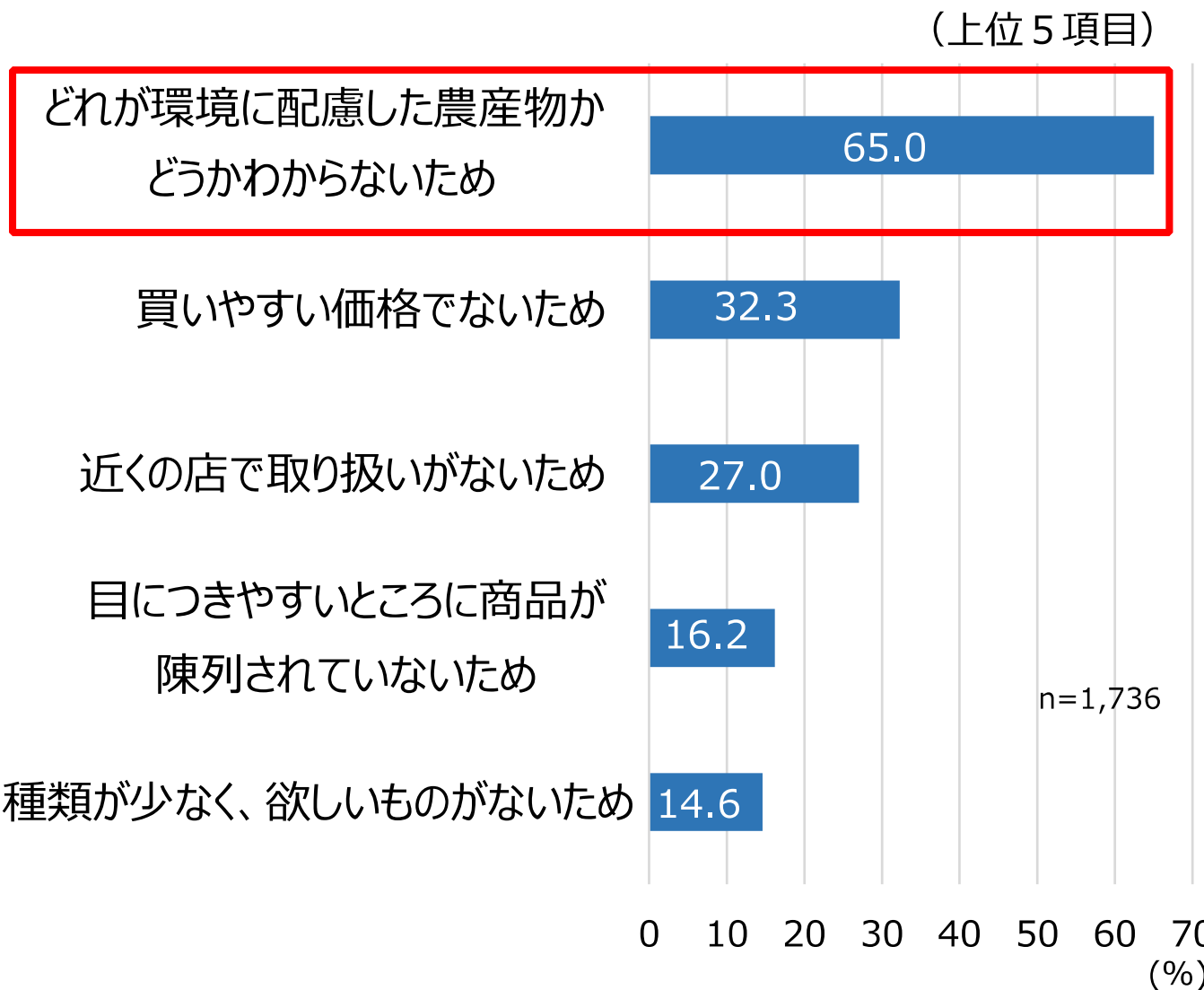
- 環境に配慮した生産手法によって生産された農産物を購入したことがない、または、今後購入しない理由として、「どれが環境に配慮した農産物かわからないため」と答えた人が 6 割以上。
- 環境負荷低減の取組の「見える化」を通じて消費者が選択できる環境を整備することが重要。

■ 「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」(内閣府、令和 5 年 9 月 14 日～10 月 22 日実施、有効回収数 2,875 人)

問 環境に配慮した生産手法によって生産された農作物を
実際に購入したことがありますか。 n=2,875



問 環境に配慮した生産手法によって生産された農産物の購入
について、購入したことがない、または、今後購入しない理由
は何ですか。(○はいくつでも)



（参考4） 環境負荷低減取組事例 ①

- 兵庫県但馬地域では、2003年以降、コウノトリの野生復帰に取り組む中で、農薬の不
使用（又は75%以上の削減）などで水稻栽培を行う「コウノトリ育む農法」を開始。
- 2006年以降、地域で児童を対象にした生き物調査を実施するほか、2016年以降、「コ
ウノトリ育むお米」の海外輸出も実施。

【コウノトリ育む農法】

- ・ 農薬の不使用（又は75%以上の削減）及び化学肥料の不使用、水田の中干しをオタマジャクシがカエルに成長する
まで延期するなど、コウノトリの餌が豊富な水田を拡大。
- ・ 生産された米の小売価格は、無農薬タイプ4,380円/ 5 kg、減農薬タイプ3,280円/ 5 kg。

参考：慣行栽培米2,500円/ 5 kg

出典：JAたじま直売所店頭価格（いずれも精米、税込み価格）



- ・ 生産者、関係機関が連携し、児童を対
象に、生きもの調査、栽培体験、加工
体験などの食育活動も実施。



- ・ 2003年から取組を開始。
2005年にコウノトリの試験放鳥もス
タートし、野外で暮らすコウノトリの
数は2024年5月時点で364羽に増えた。

「コウノトリ育む農法」兵庫県豊岡市内作付面積
2023年 合計494.8ha（水稻作付面積の約17%）
（無農薬 204.9ha、減農薬 289.9ha）

環境負荷低減取組事例 ②

（有機農業と慣行栽培の比較）

- 有機農産物の販売単価について、農林水産省が実施した調査では、有機米は、慣行栽培品と比べて約 7 割増で、有機野菜は、慣行栽培品と比べて約 4 ～ 9 割増でそれぞれ取引されている例が把握されている。
- 有機農業の単収について、取組 1 ～ 4 年目は慣行栽培時と比べて75%に減少するが、 5 年目以降は約90%となっているとの調査結果がある。

米の販売価格

	慣行	有機	比率 (%)
販売価格(円/60kg)	15,247	26,500	174

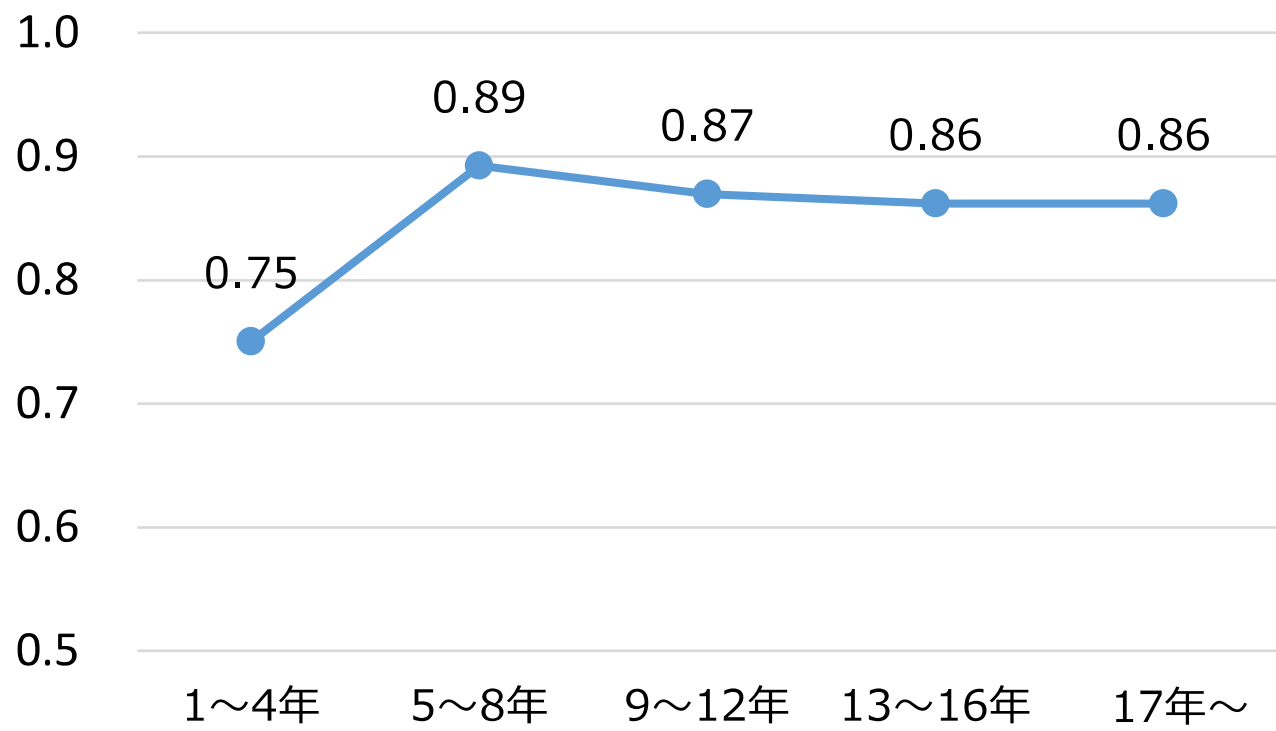
出典：有機（有機米流通事業者 4 社におけるR5年産米の平均購入価格）（農水省聞き取り）
慣行（R 5 年産米の相対取引価格（出回りからR5,12までの平均価格）（農水省調べ）

有機栽培品と国産標準品の販売価格比較（H28）

	品目	国産標準品 (円/kg)	有機栽培品 (円/kg)	比率(%)
根菜類	だいこん	204	315	155
	にんじん	394	685	174
	ばれいしょ	385	568	147
葉茎菜類	キャベツ	178	291	163
	ねぎ	669	960	143
	たまねぎ	296	536	181
果菜類	トマト	697	1,078	155
	ピーマン	959	1,793	187

出典：農林水産省大臣官房統計部「平成28年生鮮野菜価格動向調査報告」（平成29年3月）
注） 1．全国主要都市（21都市）の並列販売店舗における比較である。
2．有機栽培品は、有機 J A S マークを貼付した商品が該当する。

単収の比較（取組継続年数別、有機栽培/慣行栽培）



出典：令和 4 年度環境保全型農業効果調査委託事業により「環境保全型農業実施に伴う
経営実態アンケート調査」を実施。
調査対象：令和 3 年度に環境保全型農業直接支払交付金を受給した農業者、
有効回答数 3 1 8